

第3期

十和田市地域福祉計画

< 令和8年度 ~ 令和12年度 >



令和8年3月

十和田市

はじめに

十和田市では、平成28年に「第1期十和田市地域福祉計画」、令和3年に「第2期十和田市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の増進に努めてまいりました。

しかしながら、本市においても、少子高齢化・核家族化の進行や地域住民同士のつながりが希薄化する中、価値観や生活様式の多様化により、地域や家庭が抱える課題も複雑化・複合化しています。

このような状況を踏まえ、このたび策定した「第3期十和田市地域福祉計画」では、新たな基本理念に『“あい”にあふれる 共生のまちづくり とわだ』を掲げ、地域の誰もが主役となり、愛をもって人に接し、「支え手」「受け手」という関係を超えて支えあい、性別や年齢、家庭環境等に関わりなく、自分らしく暮らすことができる、地域ウェルビーイングを目的とした共生のまちづくり、「地域共生社会」の実現を目指しています。

「地域共生社会」という言葉は難しく聞こえるかもしれませんが、それは、日々のあいさつや声掛け、ちょっとした配慮といった、あたたかな繋がりを広げていくことで、実現に近づいていけるものと考えております。

本計画の推進に向けて、市民の皆様をはじめ、地域、社会福祉協議会等関係団体との対話を深めながら、協働して取り組んでまいりますので、今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見等をお寄せいただきました市民の皆様や関係団体の皆様、また、ご審議くださいました十和田市地域福祉計画策定委員会の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

令和8年3月

十和田市長 櫻田 百合子



目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉に係る国等の動向	2
3 地域福祉計画について	5
4 計画の位置づけ	6
5 地域福祉とは	8
第2章 地域福祉を取り巻く状況	9
1 人口動態等	9
(1) 人口の推移	9
(2) 人口ピラミッド	10
(3) 人口推計	11
(4) 自然動態・社会動態	12
(5) 合計特殊出生率	13
(6) 世帯の状況	14
2 就業及び産業の状況	16
3 就学の状況	18
(1) 市内小学校・中学校の状況	18
(2) 市内小中学校特別支援学級在籍児童・生徒数	18
4 高齢者の状況	19
(1) 生涯現役プロジェクト事業の状況	19
(2) 老人クラブの状況	19
(3) 老人福祉バスの状況	19
(4) 総合相談の状況	19
5 要介護等認定者、障がい者の状況	20
(1) 要支援・要介護認定者の推移	20
(2) 障害者手帳所持者数	21
(3) 成年後見制度の利用支援の状況	21
6 備えの状況	22
(1) 緊急通報装置設置費助成事業の状況	22
(2) 避難行動要支援者名簿登録同意者の状況	22
(3) 個別避難計画作成者の状況	22
7 困窮の状況	23
(1) 生活困窮者自立支援制度の支援状況	23
(2) 生活保護の状況	23
8 地域を支える各種団体等の状況	24
(1) 町内会	24
(2) 社会福祉協議会	24
(3) 民生委員・児童委員	24

(4) 主な市民活動、ボランティア団体の状況	25
9 再犯の状況	26
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 計画の基本目標と施策の体系	28
第4章 地域福祉の推進	29
基本目標1 誰もが生きがいをもって私(I)らしく暮らせるまちづくり	29
① 健康づくりの推進	29
② 暮らしやすい生活環境の整備	30
③ 市民の主体的な社会参加と生きがいづくり	31
④ 家族・ケアラーへの支援	32
⑤ 地域福祉推進を担う人材の育成	33
⑥ 権利擁護の推進	34
⑦ 成年後見制度の利用促進(十和田市成年後見制度利用促進基本計画)	35
基本目標1の成果指標	38
基本目標2 お互いを気遣うことができる愛のあるまちづくり	39
① 福祉意識の醸成	39
② 日常的な見守り・居場所づくりの構築	40
③ あいサポート運動の推進	41
④ 再犯防止対策の推進(十和田市再犯防止推進計画)	42
基本目標2の成果指標	44
基本目標3 多様な連携による支えあいのまちづくり	45
① 包括的な相談窓口・支援体制の構築(重層的支援体制整備事業)	45
② コミュニティ活性化のためのネットワーク構築	48
③ 福祉サービスの充実	49
④ 生活困窮者等への自立支援対策の推進	50
⑤ 災害・救急の備え、防犯対策の充実	51
基本目標3の成果指標	53
第5章 計画の推進にあたって	54
1 計画の推進	54
(1) 計画の周知	54
(2) 連携・協働	54
2 計画の進行管理	54
資料	55
1 十和田市地域福祉計画策定委員会設置要綱	55
2 十和田市地域福祉計画策定委員会委員名簿	56
3 十和田市地域福祉計画検討委員会設置要綱	57
4 十和田市地域福祉計画策定経過報告	58

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、地域福祉を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化社会の進行に加え、核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化、地域住民同士のつながりの希薄化、地域活動の担い手不足が顕在化しています。

このような地域社会の変容により、市民が抱える問題も、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）や高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯（8050）、並びに若年層が家族をケアするヤングケアラーなど、家族の状態によって複雑化・複合化しており、既存の公的な福祉サービスでは対応できない「制度の狭間」にあるケースが増加しています。

国においては、こどもから高齢者まで、出自や障がいの有無などに関わらず、すべての人々がその人らしい暮らしと生きがいをもって、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、包括的な支援体制を構築することを目的に、重層的支援体制整備事業を令和3年に創設しました。

地域共生社会の実現に向けては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係性を超えて、地域住民や地域の多様な機関が「我が事」として地域づくりに参加し、地域が「丸ごと」つながる取り組みが必要です。

令和8年度（2026年度）から始まる第3期十和田市地域福祉計画は、社会福祉法の改正を踏まえ、福祉分野の各計画をつなぐ上位計画として位置付けており、課題を整理したうえで、地域福祉の推進に資する取り組みを体系化し、地域の福祉力を高めるための指針として策定するものです。

2 地域福祉に係る国等の動向

(1) 「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築

平成 27 年 9 月、国は、多機関・多分野協働による包括的な相談支援システムの構築と、高齢者、障がいのある方、児童等の福祉サービスを総合的に提供できるしくみを推進する「新しい地域包括支援体制」の構築を目指す内容を盛り込んだ、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を公表しました。

このビジョンでは、地域包括ケアシステムの構築や、生活困窮者自立支援制度の取り組みを進めるとともに、これらの概念の適用をさらに広げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことが示されています。

(2) 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、地域共生社会の実現が提唱されました。地域共生社会の実現を確かなものにするため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域の様々な人たちが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指すこととされました。

また、令和 2 年 6 月に改正された社会福祉法では、第 4 条に「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」と規定されるとともに、第 6 条には「国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努める」ことが盛り込まれ、「地域共生社会」の実現に向けて、より一層の努力が官民ともに求められています。

(3) 生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携

平成 25 年 12 月に成立した「生活困窮者自立支援法」に基づき、「生活困窮者自立支援制度」が導入されました。この制度は、経済的課題だけではなく、本人の状況に応じた幅広い支援を行うこと、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じ、住民が「相互に支え合う」地域づくりを目指すこととしています。

生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、地域福祉計画の中に位置付け、計画的に取り組むことが効果的であるとされています。

(4) 成年後見制度の利用促進に向けた取り組み

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な本人に代わり、成年後見人等が契約の締結や財産管理を行いながら、本人の権利を守るための重要な仕組みです。この制度は平成 12 年度に創設されましたが、十分に活用されていない状況が続いていたことから、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

さらに令和 4 年 3 月には、本人らしい尊厳のある生活を継続し、地域社会への参加を促進することを目的に、第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和 4 年度～令和 8 年度)が策定されています。また、令和 8 年度の法改正を目指して制度の見直しが進められており、令和 8 年度の通常国会で改正案が提出され、成立した場合には公布・施行される見込みです。

これらの取り組みにより、全国どの地域でも、成年後見制度を必要とする人が尊厳を保ちながら本人らしい生活を継続できる体制の整備が求められています。

(5) 孤独・孤立の問題への対策

令和 6 年 4 月、「孤独・孤立対策推進法」が施行され、「孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会」他「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」の実現を目指し、国や地方公共団体、当事者支援団体等の連携・協働の推進や、支援人材の育成・確保等が規定されました。

(6) 再犯防止推進計画

平成 28 年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、市町村において再犯防止推進計画の策定に努めなければならないと定められました。

罪を犯した者の中には、安定した仕事や住居を持たない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在するため、再犯防止を図るためには、刑事司法手続のあらゆる段階で継続的にその社会復帰を支援することが必要であると考えられます。

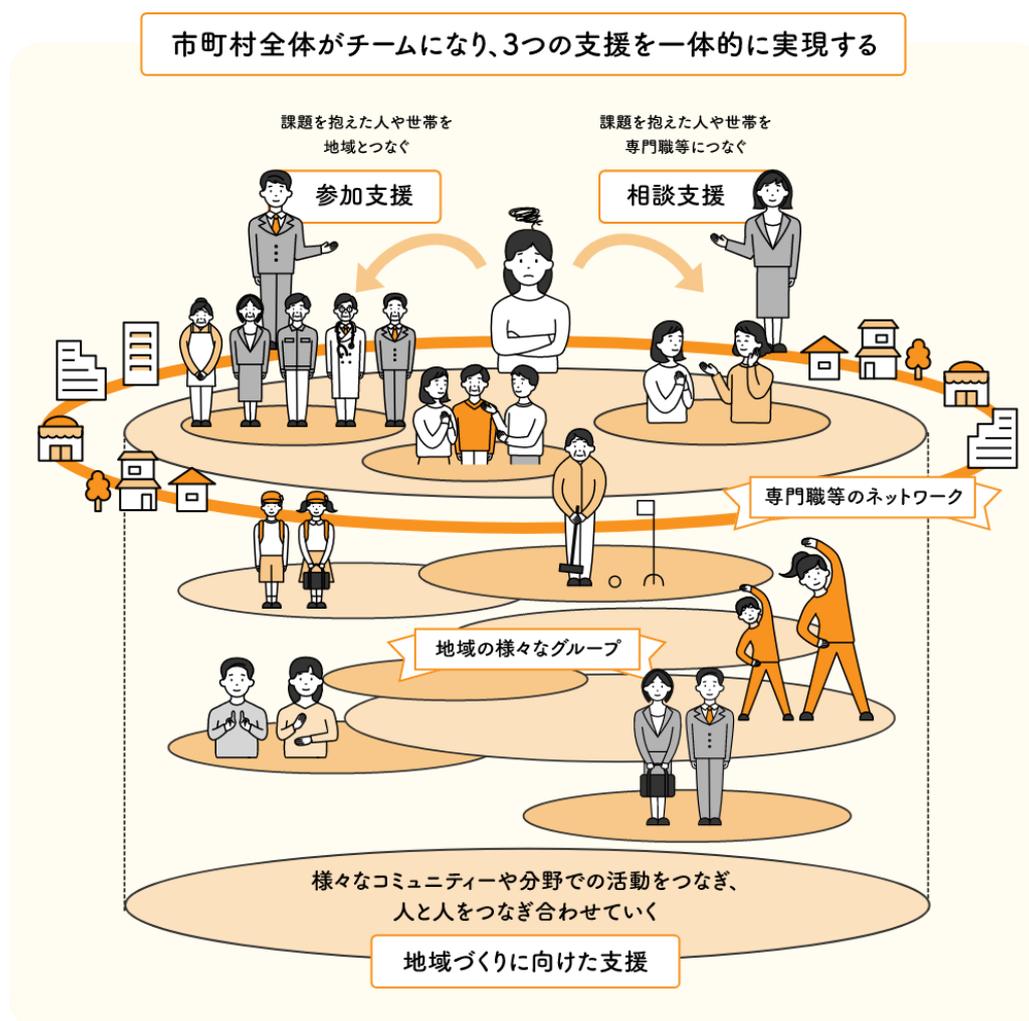
令和 5 年 3 月に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」においては、市区町村の役割としては、福祉・保健医療等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域社会で安定した生活を送れるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努めること、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されています。

(7) 重層的支援体制整備事業

令和3年4月に施行された「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に、重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備事業とは、地域共生社会を実現するための新たな取り組みの一つとして、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。市町村は、その責務を具体化し、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にするために、地域の力と公的な支援体制が相まって、地域生活課題を解決するための重層的な支援体制の整備に努めることが規定されています。

重層的支援体制整備事業のイメージ図



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

3 地域福祉計画について

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である市民などの参画を得ながら、地域の生活課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを整備するための計画です。

福祉に関する計画は、従来「高齢者」、「障がい者」、「こども」などの対象ごとに策定されてきました。しかし、地域福祉計画は、「地域」という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、住民とともに、地域で支援を必要とする様々な方の生活を支えていくことを目指す計画です。

■ 社会福祉法と「地域福祉」

社会福祉法の目的として、第1条に「地域福祉の推進」が明記されており、第4条では、「地域福祉の推進」の担い手として地域住民や社会福祉関係者が位置づけられています。

(地域福祉の推進)

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下、「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

■ 社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画については、社会福祉法第 107 条に位置づけられています。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

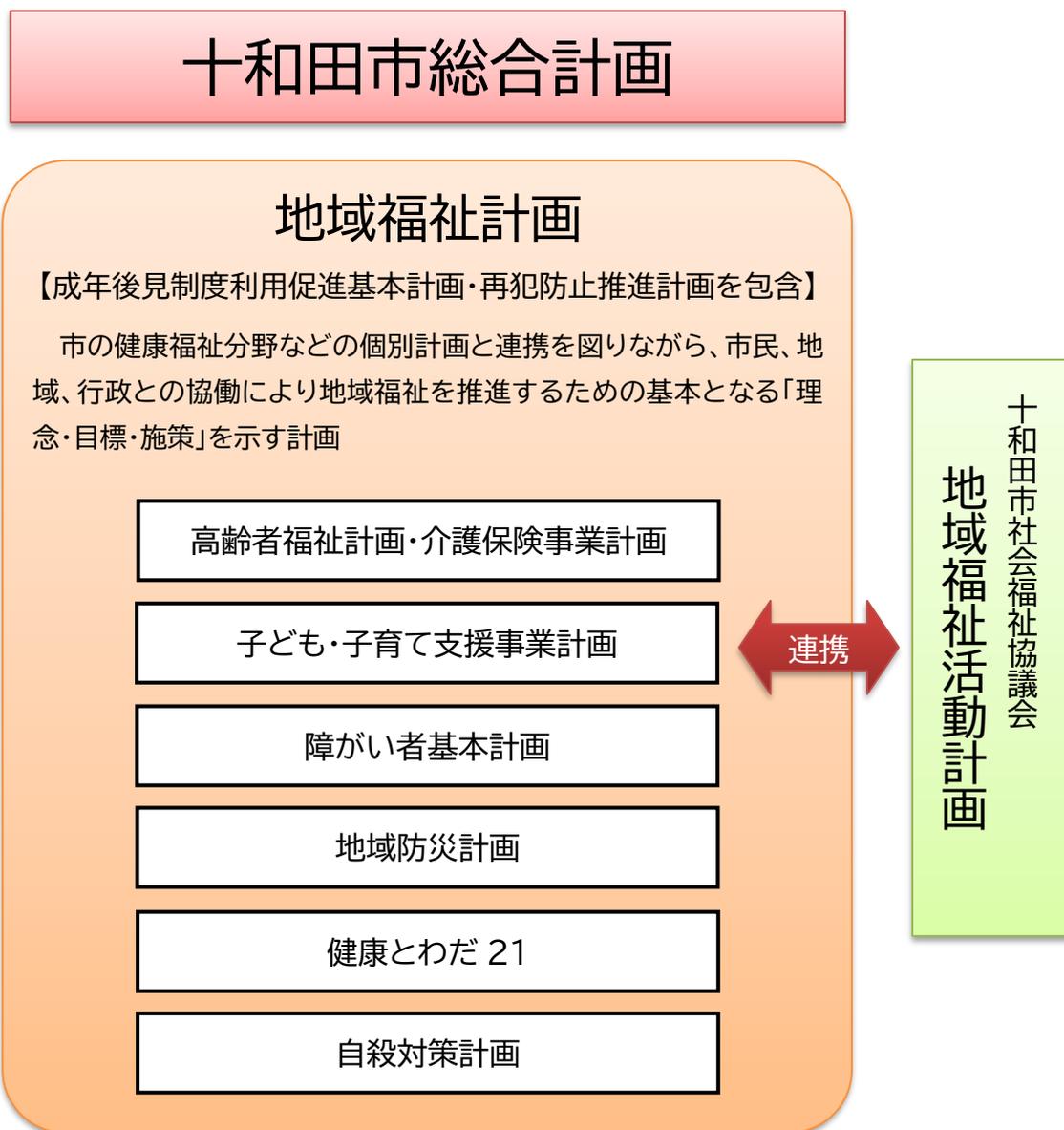
4 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として策定しています。

市政運営の基本方針である「十和田市総合計画」の福祉分野における各個別計画の上位計画として位置づけられ、十和田市社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画との連携を図りながら、市民、地域、行政との協働により地域福祉を推進するための基本的な「理念・目標・施策」を示す計画です。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」）第14条1項に基づく「市町村による成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」）第8条1項に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含しています。



(2) 計画の期間

本計画は、令和8年度を初年度とし、令和12年度までの5年間を計画期間とします。ただし、大幅な見直しが必要になった場合には、この期間にかかわらず見直すものとします。

(3) 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、市民参加により計画を策定する場として、福祉関係者、地域団体の代表者、公募委員で構成する「十和田市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画案について検討を行いました。

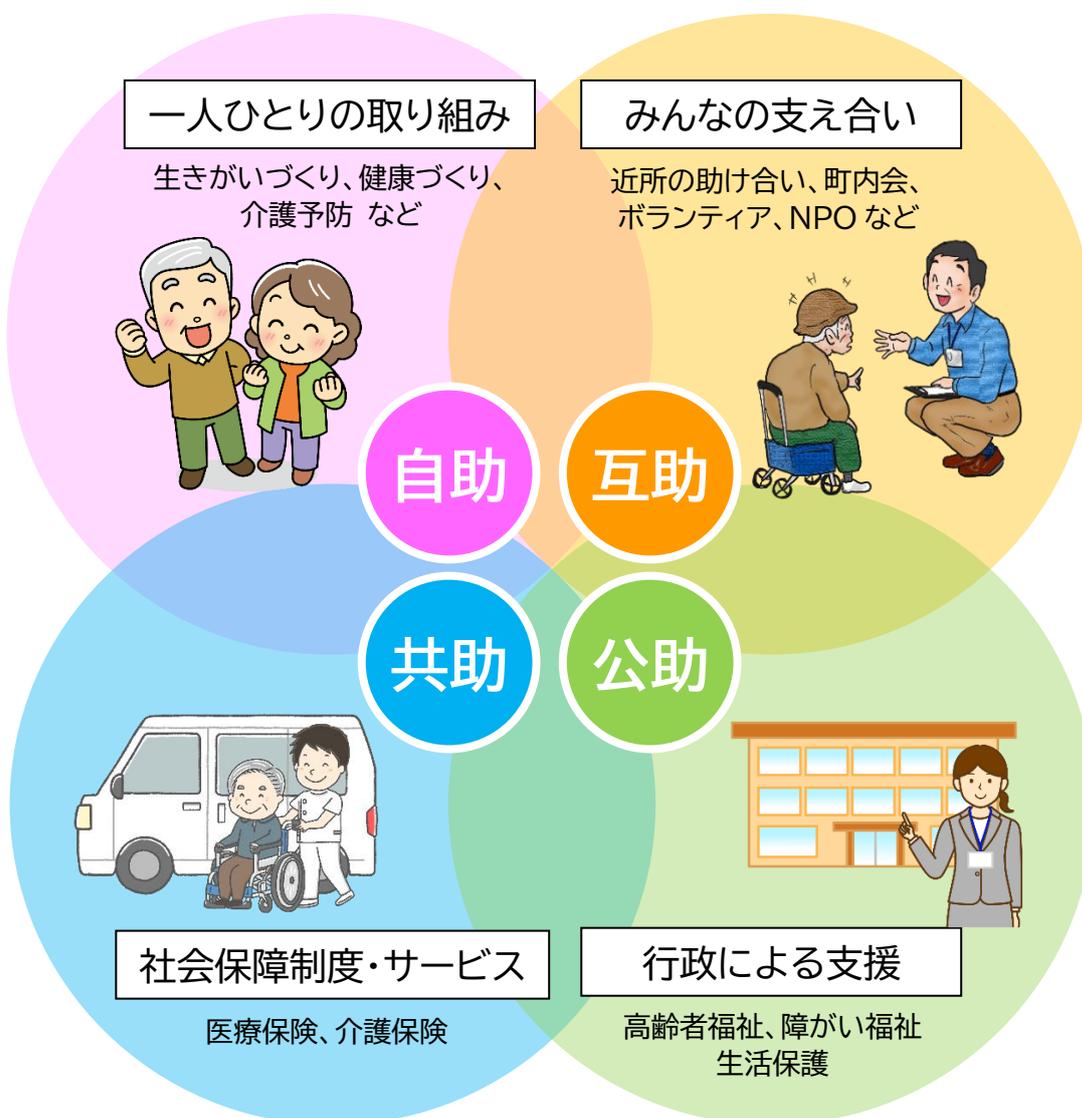
また、行政内部においては、関係課職員による「十和田市地域福祉計画検討委員会」を設置し、計画案について調整・検討を行いました。

5 地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域の中で、誰もが自分らしく日常生活を送れるよう、市、地域住民、事業所などあらゆる人、団体が協力し、「つながり」・「支え合う」ことです。

地域福祉を推進するためには、次の4つの助け合いの視点と役割で、連携することが必要です。

- 1 「自助」 一人ひとりの主体的な活動。介護予防に取り組み、自分の心と体を健康に保ったり、自分の能力・収入で生活したりすること
- 2 「互助」 近所の助け合いやボランティア活動等による住民同士の助け合い。近隣住民の方々とあいさつをし、顔なじみの関係を築くこと。
- 3 「共助」 介護保険などの制度化された相互扶助による助け合いのこと。
- 4 「公助」 行政の責任による公的支援。高齢者福祉事業や生活保護制度のこと。



第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口動態等

※構成比(%)は小数点以下を四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合があります。

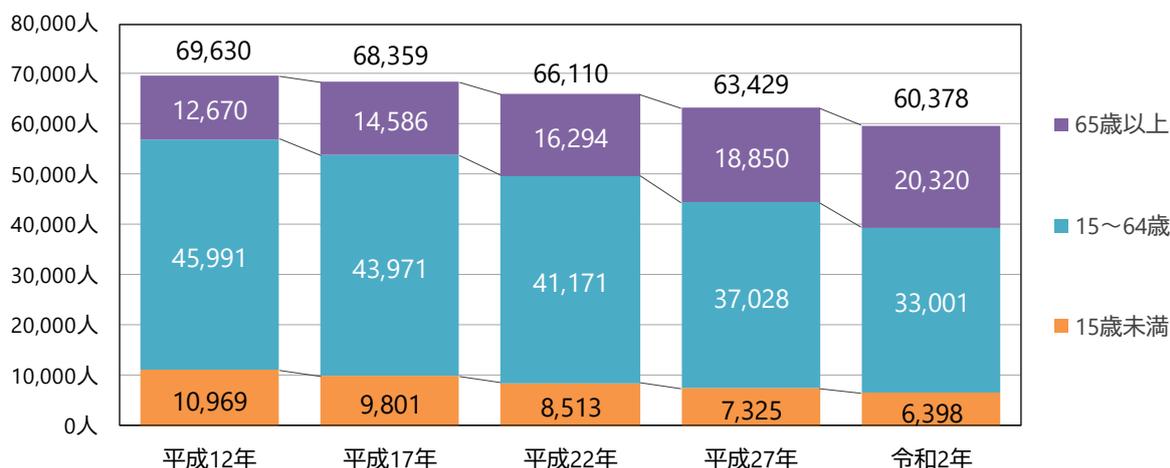
(1) 人口の推移

本市の人口は、平成12年以降減少傾向で推移し、令和2年では、60,378人となっています。

年齢3区分別人口では、15歳未満の年少人口が減少傾向にあり、65歳以上の老年人口が増加傾向にあることから、少子高齢化の進行がみられます。

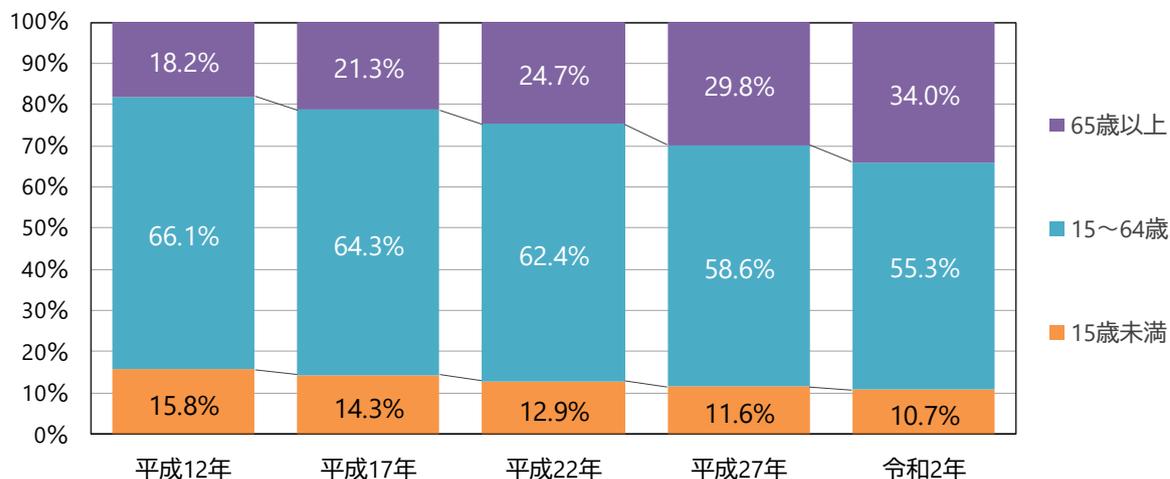
また、年齢3区分別人口の割合では、15歳未満の年少人口割合の減少と65歳以上の老年人口の増加が見られ、令和2年では、年少人口割合10.7%、老年人口割合34.0%となっています。

■図 2-1 年齢3区分別人口



資料:国勢調査 ※平成27年のデータから、「原数値」のほかに年齢不詳を按分した「不詳補完値」が公表されている。本データでは「原数値」を使用

■図 2-2 年齢3区分別人口割合

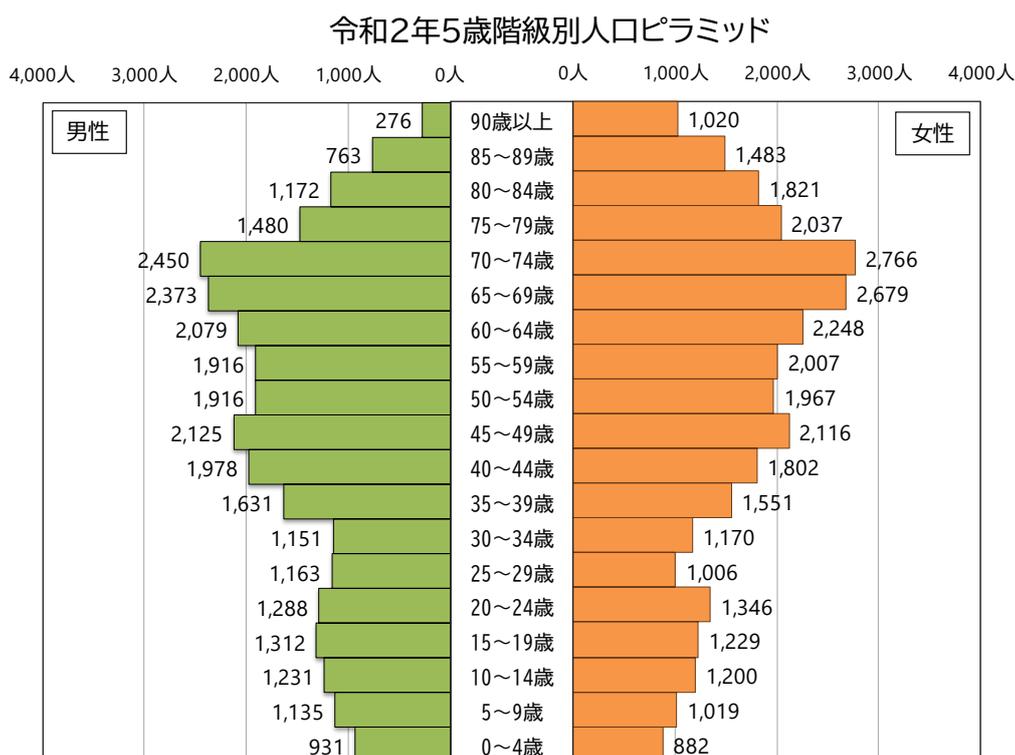
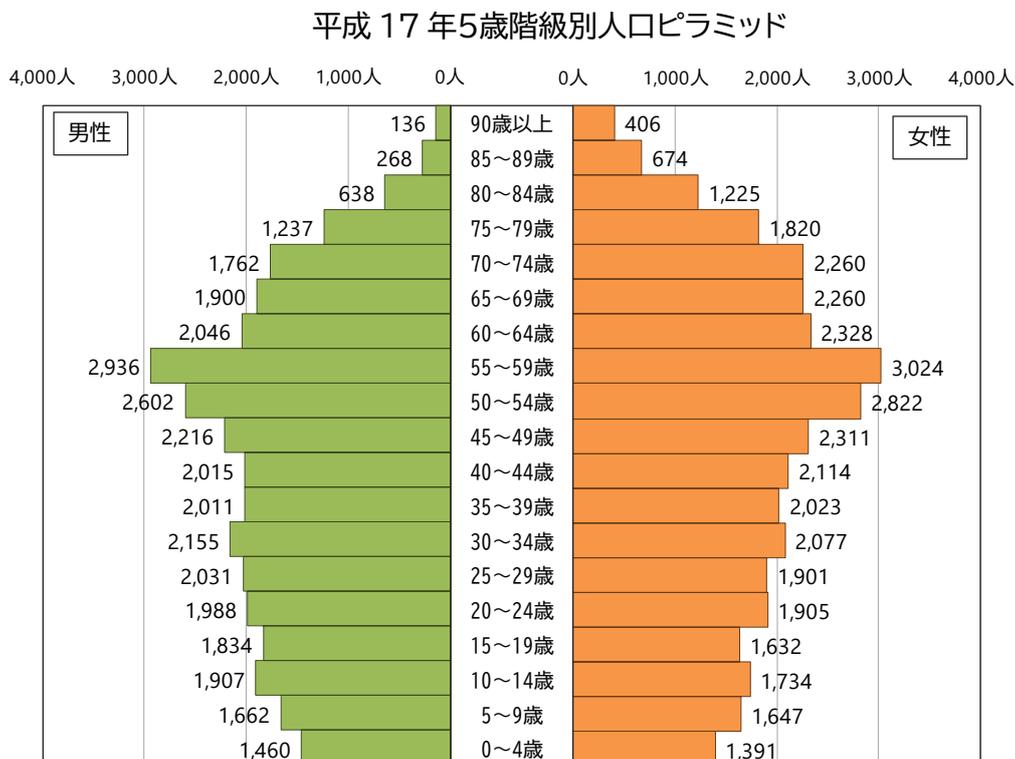


資料:国勢調査 ※国勢調査の手法に則り年齢不詳を除いて算出

(2) 人口ピラミッド

平成 17 年と令和2年の男女別の5歳階級別人口を比較すると、人数の多い年齢階級が、55～59 歳階級から 70～74 歳階級に移行しています。また、30～34 歳階級以下の階級は、令和2年には大幅に減少しています。

■図 2-3 人口ピラミッド



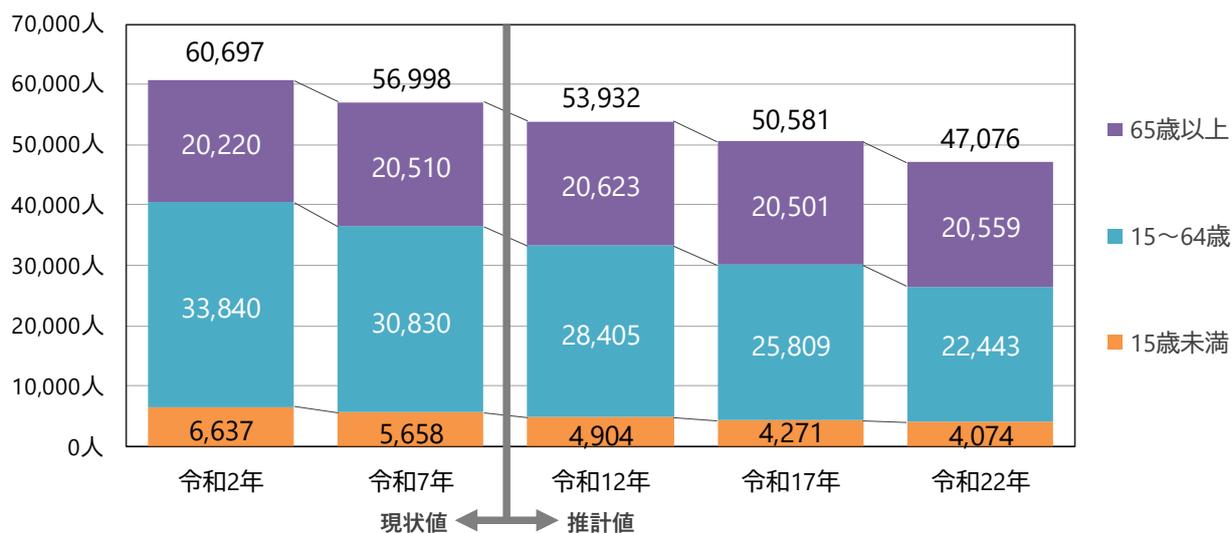
資料：国勢調査

(3) 人口推計

「第3次十和田市総合計画等策定に関する基礎調査」によると、総人口は減少傾向にあり5年後の令和12年には、53,932人となり、令和2年の60,697人と比べ6,765人減少すると予測されます。

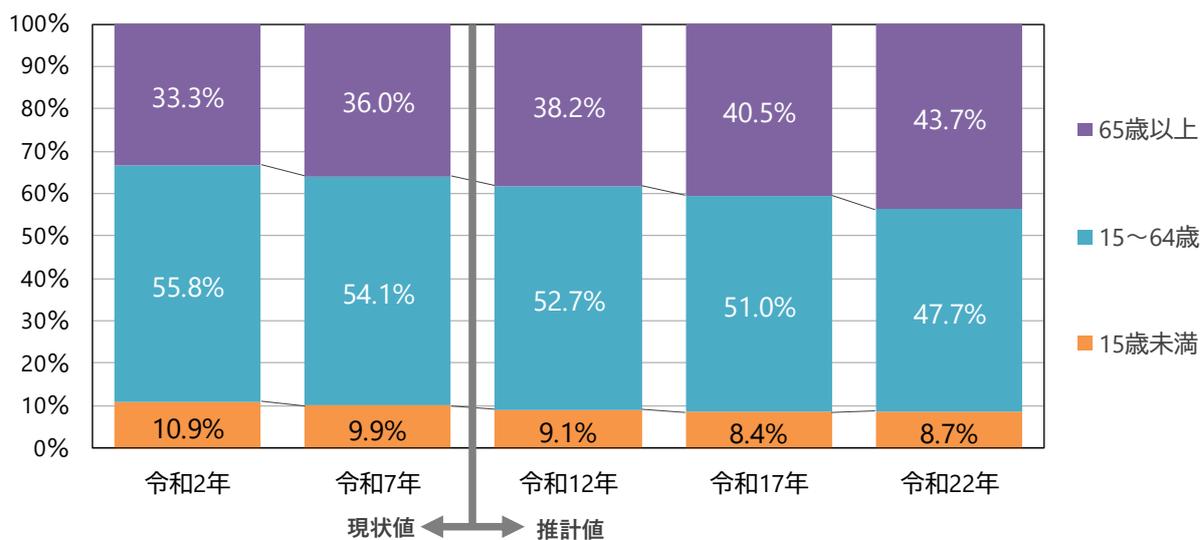
また、令和12年には高齢化率が38.2%にまで達すると予測され、およそ人口の3人に1人が高齢者となると予測されます。

■図 2-4 年齢3区分別人口推計



資料:第3次十和田市総合計画策定に関する基礎調査報告書(令和7年度)

■図 2-5 年齢3区分別人口推計の割合



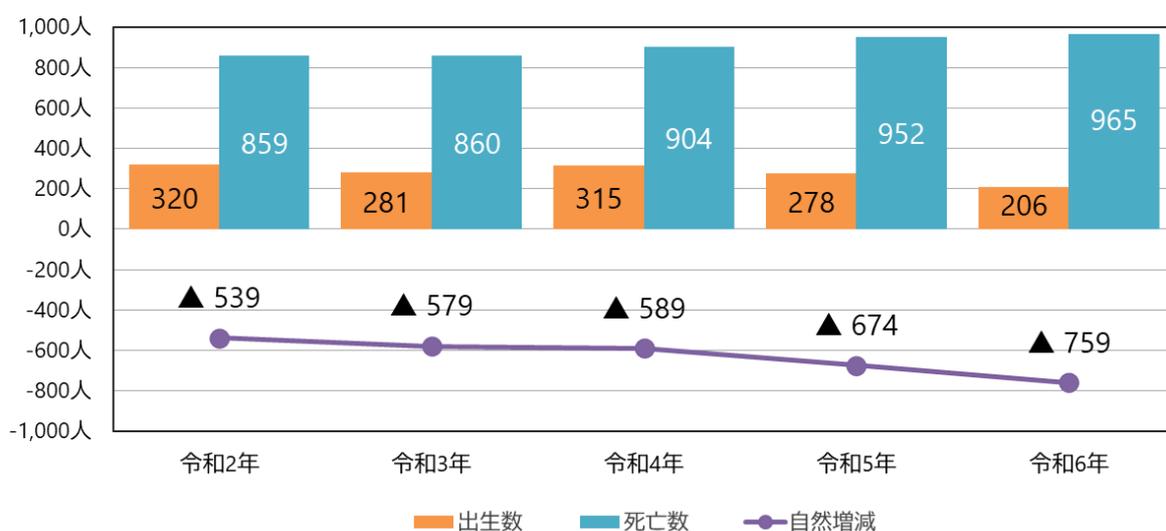
資料:第3次十和田市総合計画策定に関する基礎調査報告書(令和7年度)

(4) 自然動態・社会動態

自然動態について、出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を上回る自然減となり、令和6年では、マイナス759人となっています。

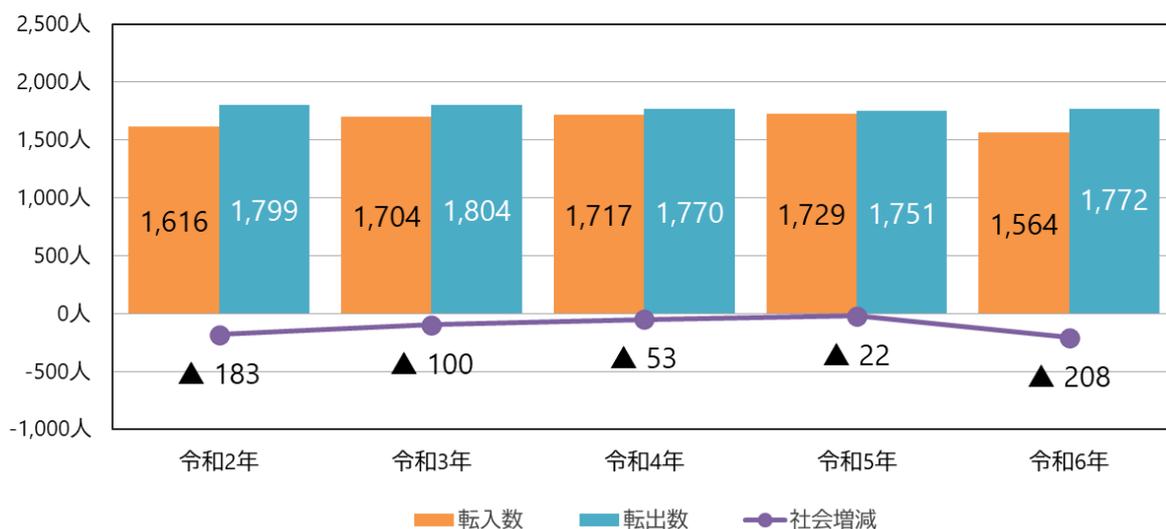
また、社会動態について、転入数と転出数の推移をみると、転出数が転入数を上回る転出超過となり、令和6年ではマイナス208人となっています。

■図 2-6 自然動態



資料:住民基本台帳に基づく人口動態表

■図 2-7 社会動態



資料:住民基本台帳に基づく人口動態表

(5) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、年によって変動がありますが、令和6年は全国平均や青森県平均と比べて、0.89と低くなっています。

■表 2-1 合計特殊出生率

(単位:人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
十和田市	1.25	1.33	1.19	1.35	1.20	0.89
青森県	1.38	1.33	1.31	1.24	1.23	1.14
全国	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20	1.15

資料:[十和田市] シティプロモーション課

[青森県・全国] 令和6年青森県人口動態統計

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に何人子どもを産むかを推計したもの

(6) 世帯の状況

世帯数は増加傾向で推移し、令和2年では25,462世帯となっています。

また、世帯数は増加しているものの、1世帯当たりの人員は減少傾向で推移し、令和2年では、2.3人となっており、単独世帯にも大幅な増加がみられます。

また、父子世帯や母子世帯は減少傾向にあり、令和2年では、父子世帯が38世帯、母子世帯が399世帯となっています。

さらに、高齢者のいる世帯は、年々増加傾向で推移し、令和2年では、12,493世帯となっています。中でも、高齢単身世帯の増加が顕著で、平成17年と比較して令和2年では、2倍近くの世帯数となっています。

■表 2-2 世帯の状況

(単位:世帯・人)

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯数	25,262	25,494	25,410	25,462
核家族世帯数	13,076	13,293	13,180	13,071
(対一般世帯数比)	51.8%	52.1%	51.9%	51.3%
核家族以外の世帯数	4,586	4,116	3,720	3,122
(対一般世帯数比)	18.2%	16.1%	14.6%	12.3%
非親族を含む世帯数	27	207	223	220
(対一般世帯数比)	0.1%	0.8%	0.9%	0.9%
単独世帯数	7,573	7,878	8,287	9,009
(対一般世帯数比)	30.0%	30.9%	32.6%	35.4%
家族類型不詳の世帯数	0	0	0	40
(対一般世帯数比)	—	—	—	0.2%
一般世帯人員	66,422	64,011	61,004	57,912
一世帯当たりの人員	2.6	2.5	2.4	2.3

資料:国勢調査

※一般世帯：住居と生計をともにしている人の集まりや単身者で持ち家や借家などの住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯

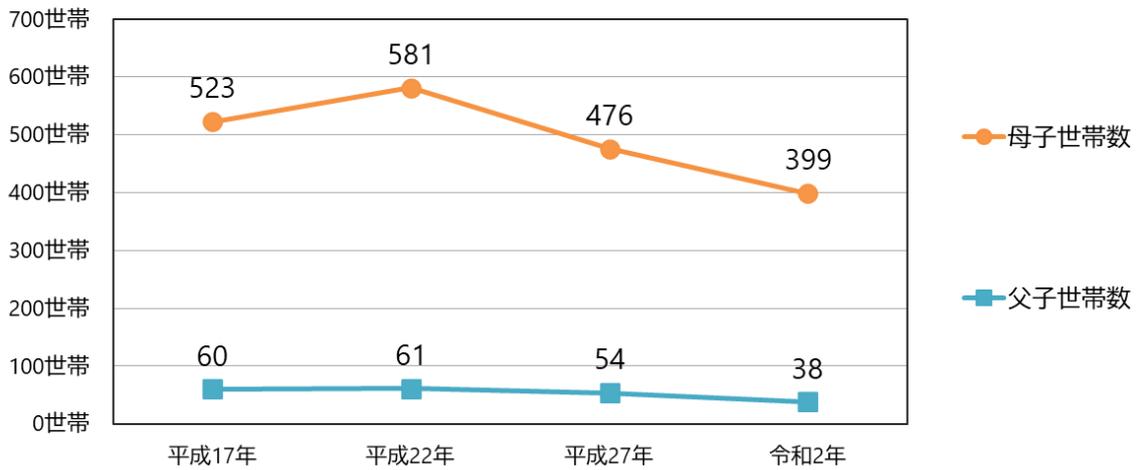
※核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯

※その他の親族世帯：核家族世帯以外の二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

※非親族世帯：二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

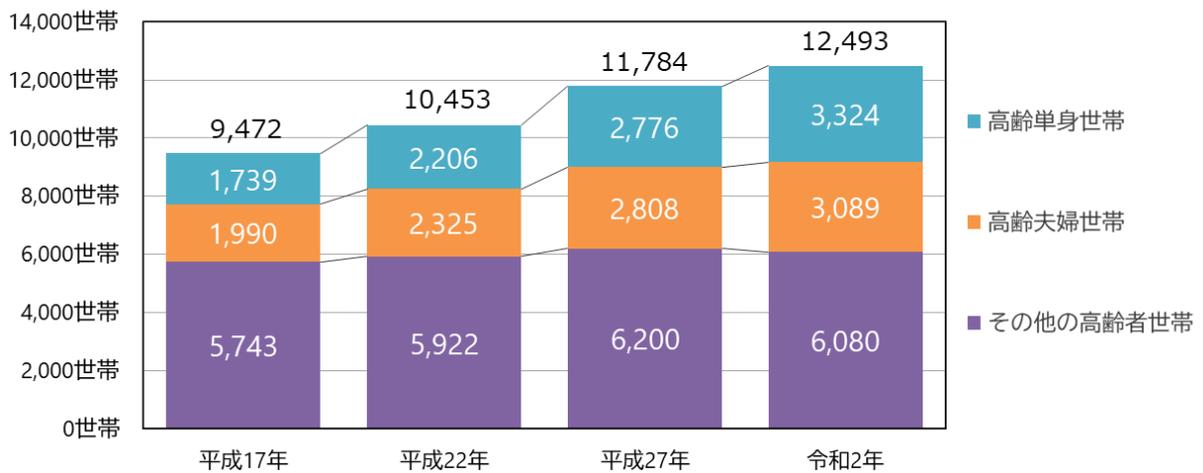
※単独世帯：世帯人員が一人の世帯

■図 2-8 母子・父子世帯の状況



資料：国勢調査

■図 2-9 高齢者のいる世帯の状況



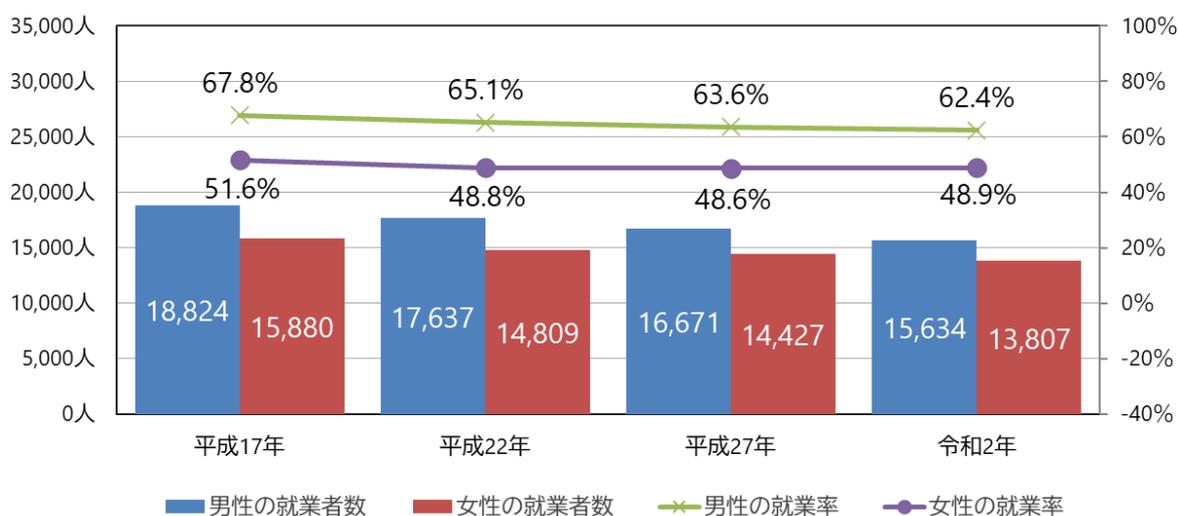
資料：国勢調査

2 就業及び産業の状況

男女別の就業状況は、男女ともに就業率が減少傾向にあり、令和2年では男性 62.4%、女性 48.9%となっています。男女別の産業分類では、女性の第3次産業が増加しており、令和2年には、75.4%が第3次産業従事者となっています。

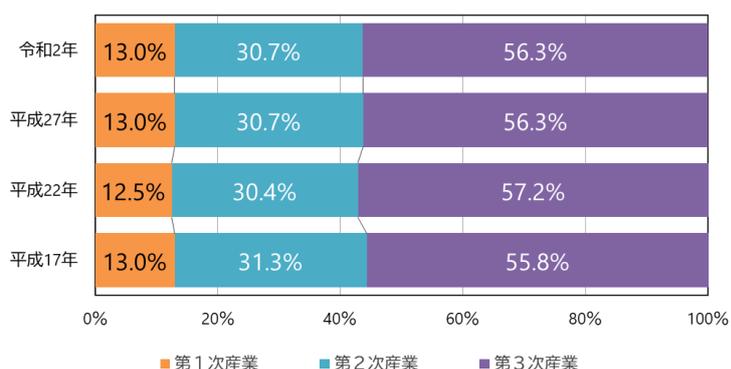
女性の就業率をみると、平成17年では、20代後半から30代後半で出産などによって就業率が落ち込む女性特有のM字型曲線を示していたものの、令和2年では、20代後半から50代前半まで横ばいとなっており、ライフイベントの影響が少なくなっていることがわかります。

■図 2-10 男女別就業状況



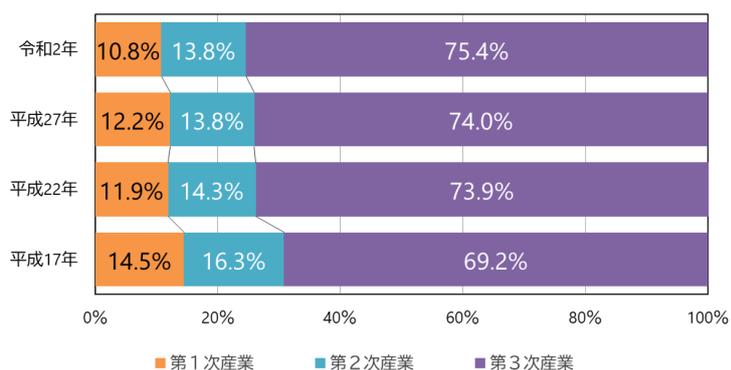
資料:国勢調査

■図 2-11 男女別産業分類(男性)



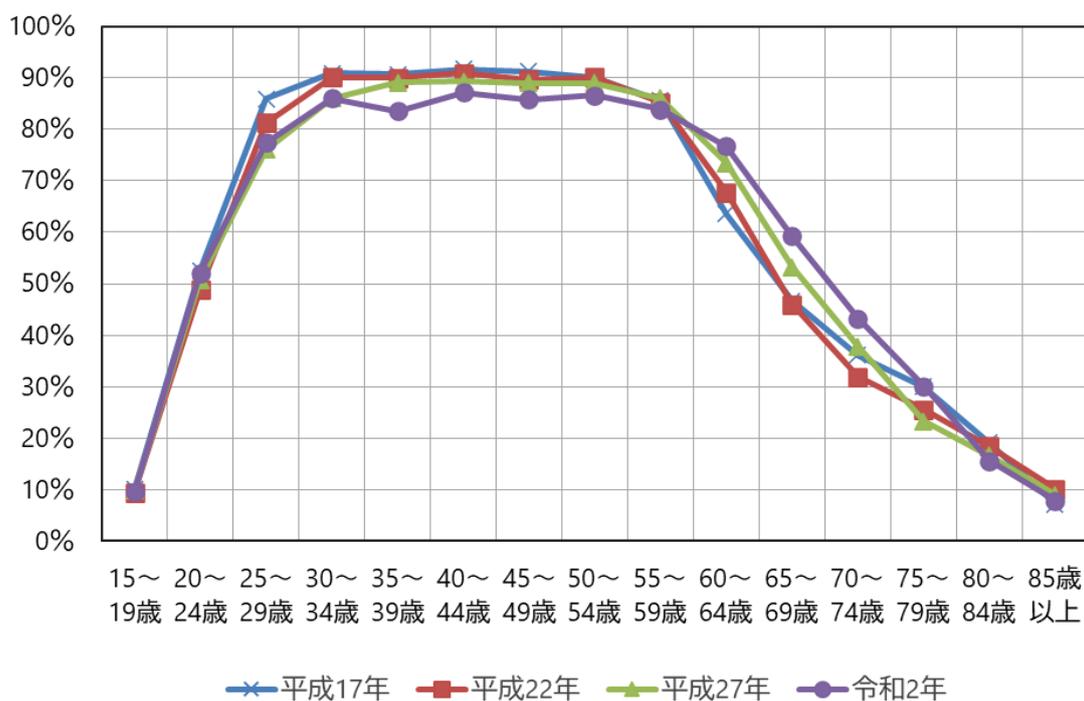
資料:国勢調査

■図 2-12 男女別産業分類(女性)



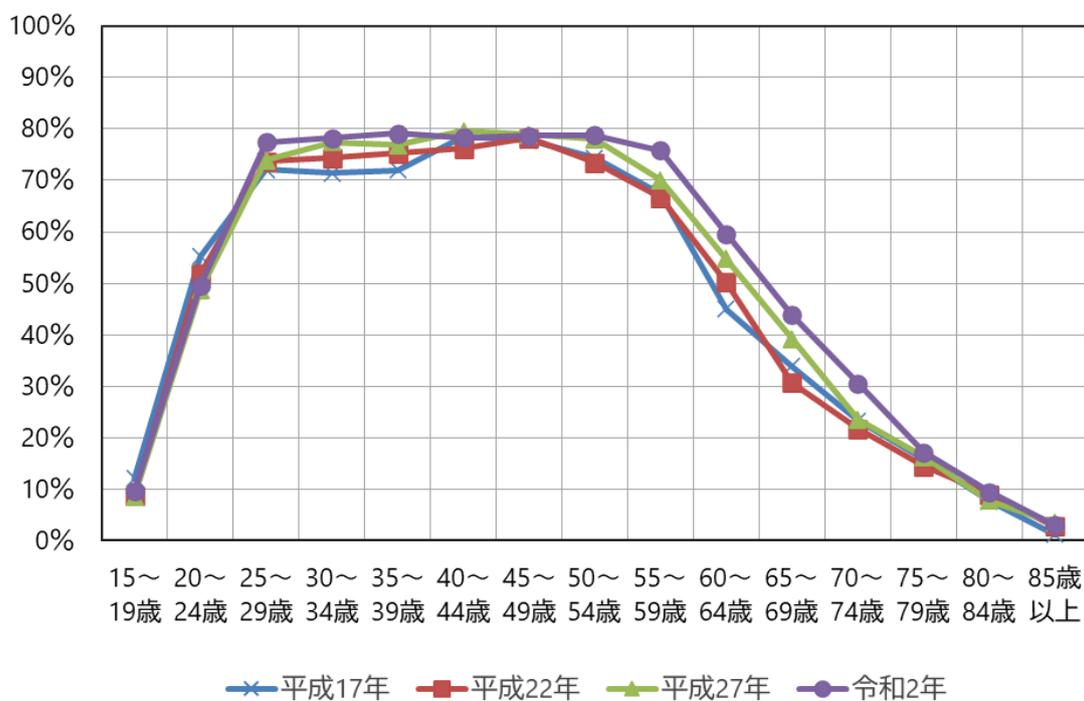
資料:国勢調査

■ 図 2-13 男女年齢別就業状況(男性)



資料:国勢調査

■ 図 2-14 男女年齢別就業状況(女性)



資料:国勢調査

3 就学の状況

(1) 市内小学校・中学校の状況

小学校は、学校数・教員数・児童数が減少傾向で推移しています。

中学校は、教員数・生徒数が減少傾向にあります。

■表 2-3 小学校数、学級数、教員数、児童数 (単位:校・クラス・人)

区分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
学校数	16	16	15	14	14
学級数	156	158	149	155	157
教員数(本務者)	254	258	247	246	239
児童数	2,795	2,685	2,672	2,603	2,532

資料:教育委員会

■表 2-4 中学校数、学級数、教員数、生徒数 (単位:校・クラス・人)

区分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
学校数	9	9	9	9	9
学級数	67	68	68	72	69
教員数(本務者)	158	162	158	152	151
生徒数	1,299	1,344	1,307	1,298	1,215

資料:教育委員会

(2) 市内小中学校特別支援学級在籍児童・生徒数

小中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒数の合計は増加傾向で推移しています。

■表 2-5 市内小中学校特別支援学級在籍児童・生徒数 (単位:人)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
小学校	153	171	179	187	200
中学校	52	62	68	83	92
合計	205	233	247	270	292

資料:教育委員会

4 高齢者の状況

(1) 生涯現役プロジェクト事業の状況

高齢者を中心とした市民の地域社会に貢献する活動などを支援する「とわだ生涯現役プロジェクト事業」は活用団体が減少傾向で推移しています。

■表 2-6 とわだ生涯現役プロジェクト事業の活用団体の推移 (単位:団体)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
活用団体数	2	2	2	1	0

資料:いきいき高齢介護課

(2) 老人クラブの状況

老人クラブの会員数は減少傾向で推移しています。

■表 2-7 老人クラブ会員数の推移 (単位:クラブ・人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
クラブ数	47	44	40	36	33
会員数	1,186	1,084	970	827	740

資料:いきいき高齢介護課

(3) 老人福祉バスの状況

■表 2-8 老人福祉バスの利用者数の推移 (単位:回・人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
運行回数	8	0	23	37	36
延べ利用者数	120	0	287	605	590

※新型コロナウイルス感染拡大により、令和2年度は11月のみ実施、令和3年度は事業中止

資料:いきいき高齢介護課

(4) 総合相談の状況

■表 2-9 総合相談件数の推移 (単位:件・人)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
地域包括支 援センター	年間相談件数	889	928	832	916	1,041
	延べ対応回数	5,698	6,310	6,242	6,413	8,021
高齢者総合 支援室	年間相談件数	577	618	570	599	505
	延べ対応回数	1,245	1,280	1,056	1,149	896

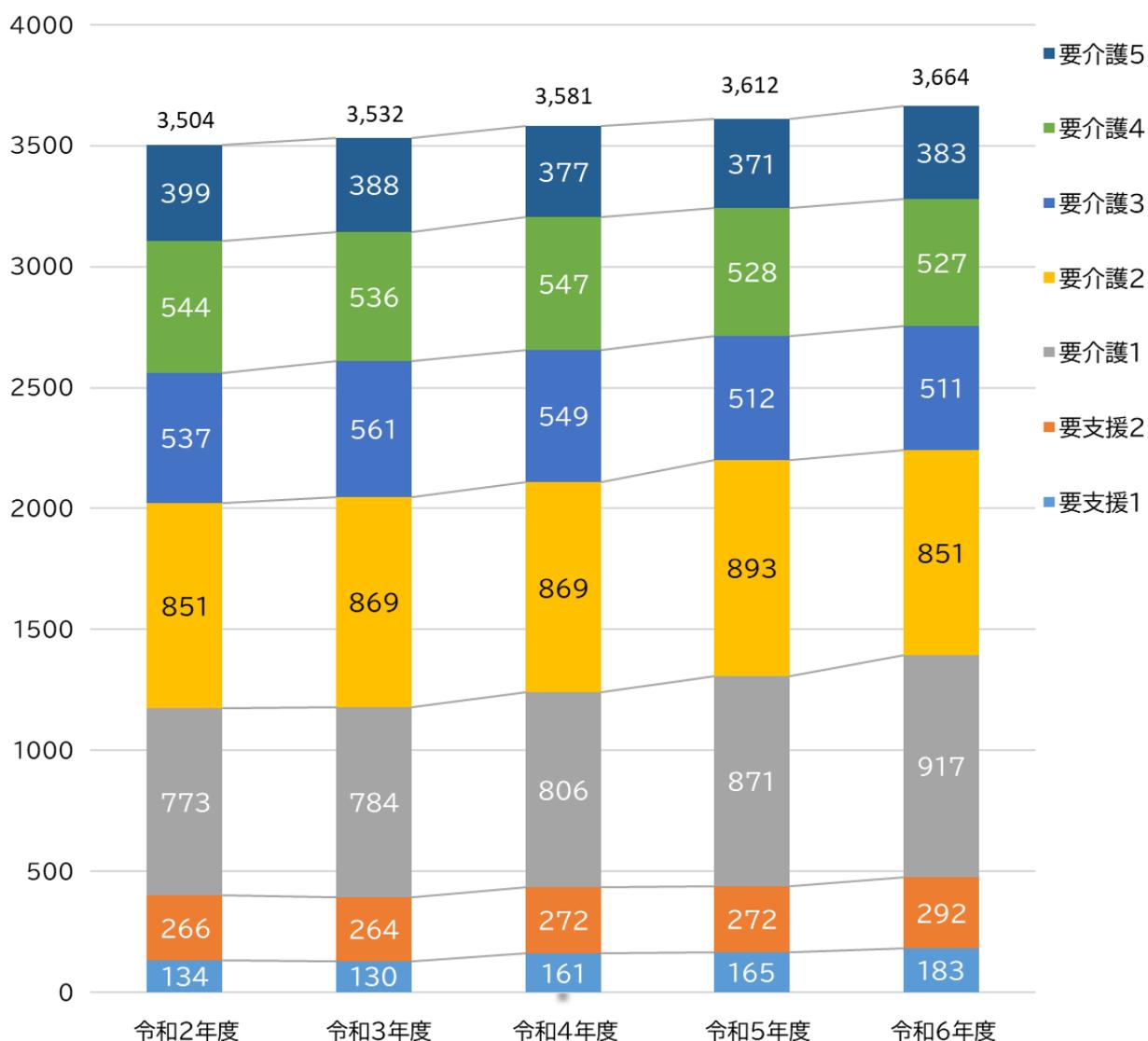
資料:いきいき高齢介護課

5 要介護等認定者、障がい者の状況

(1) 要支援・要介護認定者の推移

要介護等認定者数の推移をみると令和2年から令和6年にかけて増加傾向にあり、令和6年9月末現在では、3,664人となっています。

■図 2-15 要介護等認定者の推移



資料：介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

(2) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者をみると、増加傾向で推移し、令和2年度では 3,733 人でしたが、令和6年度では 3,877 人となり、144 人増加しています。

障がい別では、精神障害者保健福祉手帳所持者は著しい増加が続いています。身体障害者手帳所持者は減少傾向、愛護手帳所持者は増加傾向で推移しています。

■図 2-16 障害者手帳所持者数の推移



資料:生活福祉課(各年度末現在)

(3) 成年後見制度の利用支援の状況

成年後見制度をはじめとする権利擁護支援に関する相談は、令和6年度 112 件です。

そのうち、成年後見制度申立てに至った件数は申立て類型を問わず 22 件でした。

権利擁護支援に関する相談がますます増加することが予想されます。成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、権利擁護支援の拡充を進めていきます。

■表 2-10 成年後見制度利用支援件数 (単位:件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	42	96	90	112

資料:成年後見センター

6 備えの状況

(1) 緊急通報装置設置費助成事業の状況

緊急通報装置設置費助成事業では、利用者数は令和6年度 15 人が利用しています。令和2年度より「救急医療情報キット配布事業」を新たに創設しました。

■表 2-11 緊急通報装置設置費助成事業 (単位:台・人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置台数	2	1	0	1	0
年度末利用者数	30	24	21	18	15

資料:いきいき高齢介護課

■表 2-12 救急医療情報キット配布数 (単位:台・人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
配布数	293	239	392	373	624

資料:いきいき高齢介護課

(2) 避難行動要支援者名簿登録同意者の状況

避難行動要支援者名簿登録は、対象者が増加しているのに対し、同意者数は、減少傾向で推移しています。

■表 2-13 避難行動要支援者名簿登録同意者数 (単位:人・%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
同意者数	1,624	1,557	1,438	1,322	1,322
対象者数	7,615	8,134	8,667	9,130	9,709
登録率	21.3	19.1	16.6	14.5	13.6

資料:生活福祉課

(3) 個別避難計画作成者の状況

個別避難計画作成は、令和5年度に先行して医療的ケア児を対象に実施し、令和6年度から市民を対象に実施しています。

■表 2-14 個別避難計画作成者数 (単位:人)

	令和5年度	令和6年度
個別避難計画作成者数	1	177

資料:生活福祉課

7 困窮の状況

(1) 生活困窮者自立支援制度の支援状況

生活困窮者自立支援制度の支援状況は、年によって変動がありますが、令和6年度では、相談件数49件、就労支援対象者数7人、就労・増収者3人、就労・増収率42.9%となっています。

■表 2-15 生活困窮者自立支援制度の支援状況 (単位:人・%)

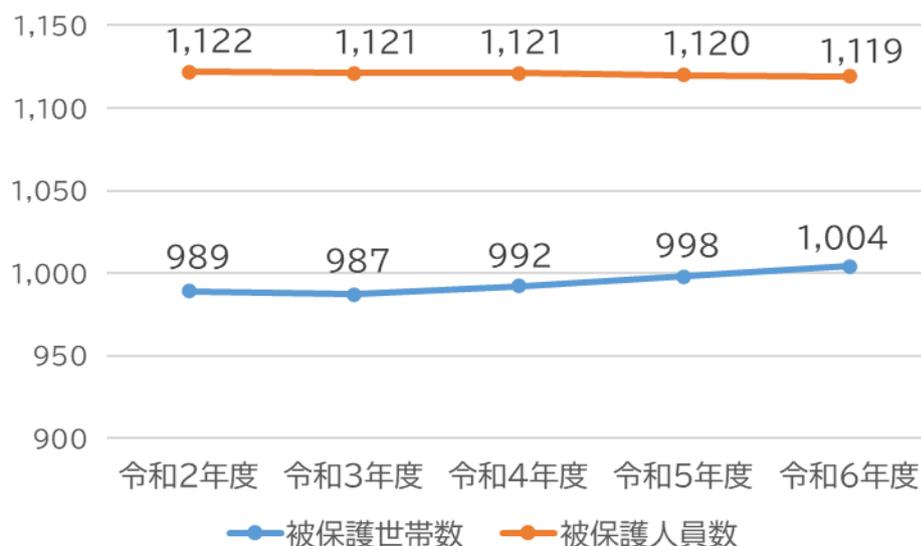
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数(新規)	83	53	41	26	49
就労支援対象者数	8	7	5	4	7
就労・増収者数	6	2	1	4	3
就労・増収率	75.0	28.6	20.0	100.0	42.9

資料:生活福祉課

(2) 生活保護の状況

生活保護の被保護世帯数は、令和2年度では989世帯でしたが、令和6年度では1,004世帯となり、傾向としてはやや微増となっています。なお、被保護人員は令和2年度では1,122人でしたが、令和6年度では1,119人となり、ほぼ横ばいで推移しています。

■図 2-17 生活保護の状況



資料:生活福祉課(各年度月平均)

8 地域を支える各種団体等の状況

(1) 町内会

町内会は、地域住民のふれ合いの場をつくり、お互いに助け合い、協力をしていく快適で住みよいまちをつくるため、地域に住む人々の最も身近な自治組織です。令和6年4月1日現在、市内には 292 町内会があります。加入率は、低下傾向にあります。

■表 2-16 町内会加入状況 (単位:%)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
町内会加入率	59.4	60.0	60.8	59.7	60.0

資料:企画調整課

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、市民や行政・専門家の参加のもと、地域のまちづくりに関する福祉関係機関などとの連絡・調整、調査、企画、事業を行う社会福祉法に基づく公共的な性格を持った非営利の民間団体です。

社会福祉協議会では、地域の人々が抱えている様々な福祉課題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで支え合い、学び合いながら、誰もがありのままに、その人らしく住みなれた地域で暮らせることを目指して、地域、行政、関係機関・団体と連携しながら、地域福祉活動、ボランティア活動、児童・生徒の健全育成事業など各種の福祉活動を展開しています。

(3) 民生委員・児童委員

民生委員は、社会福祉の増進のため、身近な相談役として地域で様々な相談に応じ、必要な援助が受けられるよう専門機関につなぐ役割などを果たしています。

また、民生委員は、児童委員も兼ねており、子どもたちの見守り、子育ての不安や妊産婦、母子家庭などの心配ごとの相談・支援を行っています。主任児童委員は、児童委員と連携し、市や児童相談所などの各種機関との連絡・調整を行い、児童福祉の推進に努めています。

令和7年12月末現在、市では民生委員・児童委員が107人、主任児童委員が10人の合計117人が活動しています。民生委員の充足率は年々減少しています。

■表 2-17 民生委員・児童委員充足率 (単位:%)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
民生委員・児童委員 充足率	93.1	96.5	95.2	93.8	92.4

資料:生活福祉課

(4) 主な市民活動、ボランティア団体の状況

社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、令和6年度は、団体が48団体、個人が130人の合計2,242人が登録しています。その他にも、保育施設や幼稚園、介護保険サービスや障がい福祉サービスを提供する様々な福祉施設などと連携し、子どもから高齢者までの多くの市民が地域福祉を推進しています。

■表 2-18 ボランティアセンター登録者数 (単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ボランティアセンター登録者数	2,961	2,962	2,408	2,362	2,242

資料:十和田市社会福祉協議会

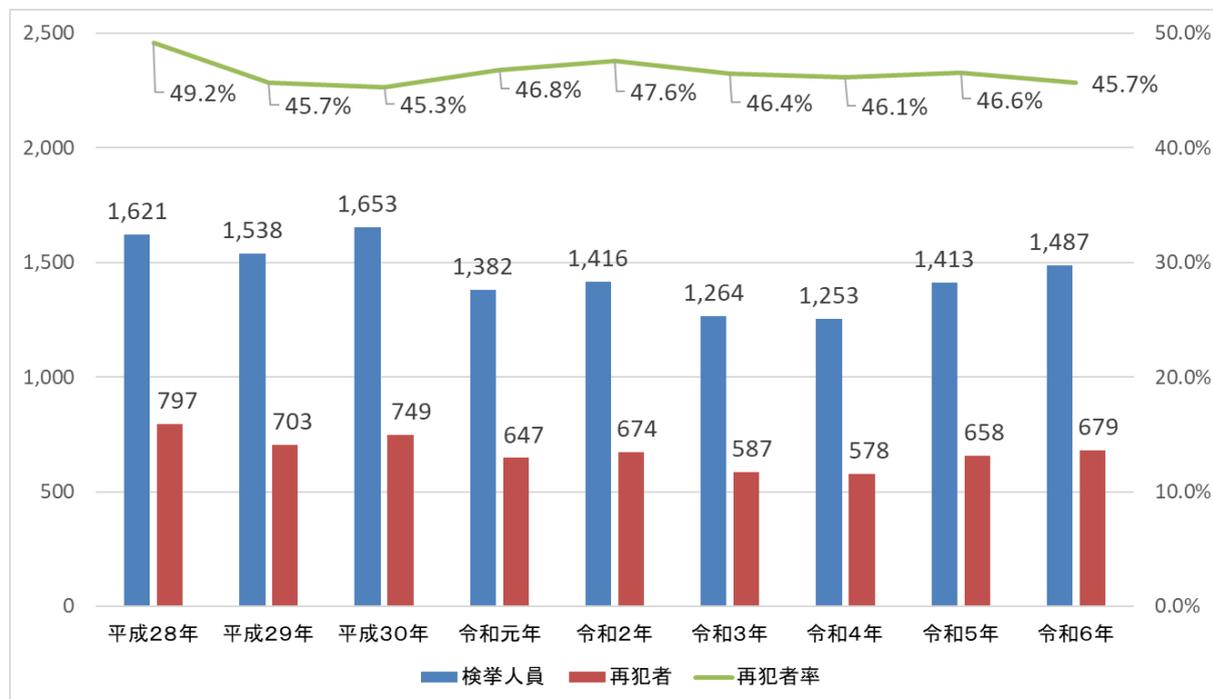
※ボランティア：強制ではなく自発的な意思で、他者や社会のために、金銭的な利益を第一に求めない無報酬の活動をする人のことです。一般的には無償で行うものを指しますが、交通費などの実費や少ない対価を受ける有償ボランティアもあります。

※NPO：「Nonprofit Organization」または「Not for Profit Organization」の略で、営利を目的とせず、社会貢献を目的とした民間の組織のことです。日本語では「民間非営利組織」と訳され、狭い意味では、特定非営利活動法人(通称 NPO 法人)を指しますが、広い意味では、財団法人や社会福祉法人、協同組合といった組織も含まれます。

9 再犯の状況

青森県の再犯の状況は減少傾向にあり、令和6年度の再犯者数は679人と、平成28年から118人減少、再犯者率は45.7%と3.5%減少しています。

■図 2-18 検挙人数・再犯者数・再犯者率推移【青森県】



資料：法務省

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

計画の基本理念は、上位計画である第2次十和田市総合計画との整合性を図り、本市が進める地域福祉の基本的な考え方を定めます。

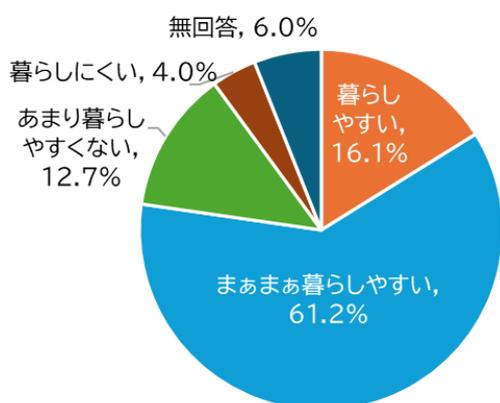
基本
理念

“あい”にあふれる 共生のまちづくり とわだ

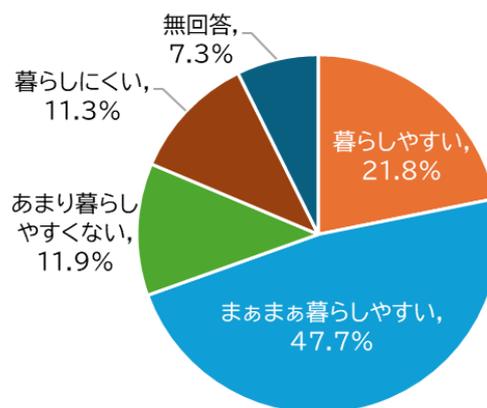
一人ひとり(私 I)が地域の主役として、**愛**をもって人に接し、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え**あい**、障がいのある人もない人も、健康な人もそうでない人も、子どものいる人もそうでない人も、性別や年齢、家庭環境等に関わりなく、自分らしく暮らすことができる、地域ウェルビーイングを目的とした共生のまちづくりを進めます。

[参考] 市民調査より

十和田市は暮らしやすいまちだと思いますか

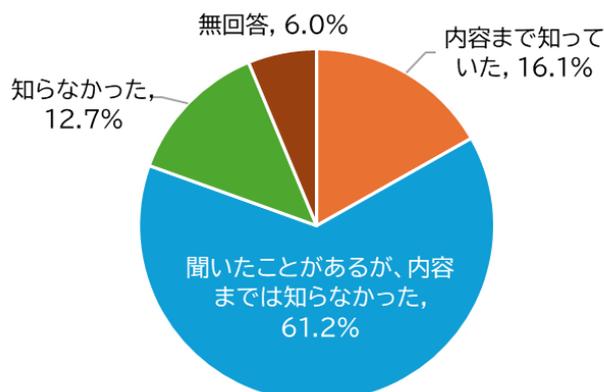


第2期十和田市地域福祉計画調べ (R2)



第3期十和田市地域福祉計画調べ (R7)

共生社会という言葉を知っていましたか



第3期十和田市地域福祉計画調べ (R7)

2 計画の基本目標と施策の体系

基本理念の実現を図り、地域福祉をめぐる課題を解決するため、3つの「基本目標」を設定し、市民、地域、関係団体の連携協働により、次の地域福祉の取り組みを進めていきます。

基本目標1 誰もが生きがいをもって私(I)らしく暮らせるまちづくり

市民が主役となり、生きがい・やりがいをもって、自分らしく暮らせるまちを目指します。

- ① 健康づくりの推進
- ② 暮らしやすい生活環境の整備
- ③ 市民の主体的な社会参加と生きがいづくり
- ④ 家族・ケアラーへの支援
- ⑤ 地域福祉推進を担う人材の育成
- ⑥ 権利擁護の推進
- ⑦ 成年後見制度の利用促進（十和田市成年後見制度利用促進基本計画）

基本目標2 お互いを気遣うことができる愛のあるまちづくり

相手の困難を我が事として考えることができる、あたたかい気持ちにあふれるまちづくりを進めます。

- ① 福祉意識の醸成
- ② 日常的な見守り・居場所づくりの構築
- ③ あいサポート運動の推進
- ④ 再犯防止対策の推進（十和田市再犯防止推進計画）

基本目標3 多様な連携による支えあいのまちづくり

複雑化している地域課題に対応できる相談支援体制や安全・安心の環境づくりを図りながら、多様な主体の力を結集したまちづくりを進めます。

- ① 包括的な相談窓口・支援体制の構築（重層的支援体制整備事業）
- ② コミュニティ活性化のためのネットワーク構築
- ③ 福祉サービスの充実
- ④ 生活困窮者等への自立支援対策の推進
- ⑤ 災害・救急の備え、防犯対策の充実

第4章 地域福祉の推進

基本目標Ⅰ 誰もが生きがいをもって私(I)らしく暮らせるまちづくり

① 健康づくりの推進

<現状と課題>

市民調査では、生きがい・やりがいをもって暮らすために必要なものとして、79.5%が心身の健康と答えています。健康寿命延伸のための多様な取り組みが必要です。

<施策の方向性>

市民が健康でいきいきと暮らし続けられるよう、福祉・保健・医療・介護の関係機関・団体等が連携し、健康に関する講座や事業の実施等を通じて、心身の健康づくりや介護予防の重要性を広めるとともに、健康診断や検診等の受診を促進し、市民の健康づくりを支援します。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要・実施状況	担当課
健康アプリ「とわ歩」 (健康応援ポイント事業)	市民の健康意識の向上及び健康的な生活習慣の確立のため、日々の健康行動や健康イベントへの参加等に対して、アプリ内でポイントを付与し、毎月一定ポイント以上貯まったユーザーの中から自動抽選により景品を贈呈する。	健康増進課
地区組織活動の育成 支援	地域の健康づくりを推進していくために、保健協力員及び食生活改善推進員の育成や活動の支援を行う。	健康増進課
介護予防事業	高齢者自身が健康的で自立した生活を継続していくために、介護予防に関する知識などの普及啓発や公共施設等を活用した介護予防教室を開催する。	いきいき高麗介護課
とわだ生涯現役プロジェクト事業	地域による支え合い体制の基盤づくりを推進するため、高齢者を中心とした日常生活支援等を行う団体に、事業に係る経費の一部を助成する。	いきいき高齢介護課

② 暮らしやすい生活環境の整備

<現状と課題>

高齢者の増加に伴い免許返納者の増加も見込まれる中、市民調査では、市の福祉政策をより充実させるために重要な取り組みとして「交通の利便性の確保をすすめる」が40.7%と最も多く、路線バスや循環バス、デマンド交通など、地域交通の重要性は明らかです。

<施策の方向性>

すべての市民が安心して暮らすことができるよう、地域特性に合わせた安心で快適な生活環境づくりを推進します。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要・実施状況	担当課
市街地循環バス運賃無料乗車証「駒らんパス」の発行	移動にかかる経済的負担の軽減を図るため、対象者に市街地循環バス運賃無料乗車証「駒らんパス」を発行する。	くらし環境課
日常生活用具給付等事業（地域生活支援給付事業）	障がい者等が日常生活を容易にするために必要な用具を給付する。	生活福祉課
セーフコミュニティ推進事業	すべての市民が安全・安心に暮らすことができるまちづくりを推進するため、セーフコミュニティ活動を継続して行う。	防災安全課

③ 市民の主体的な社会参加と生きがいづくり

<現状と課題>

市民調査では、生きがい・やりがいが「ある」と答えた方は、10代から上昇し、30代をピークに、40代以降は下降しています。

また、特にないと答えた方は、年齢と比例して上昇し、70代以上では40.7%の方が生きがい・やりがいは「特にない」と答えています。

性別や年齢、障がいの有無などの属性に関わらず、互いに理解を深めるために交流し、支え合うことの重要性について、福祉教育や講座、各種イベントなどの機会を通じて浸透を図っていますが、より一層福祉への関心を高める取り組みが必要です。

<施策の方向性>

関係機関・団体等が協力して、様々な地域活動の支援に努めるとともに、地域住民の積極的な参加を促すなど、住民主体の取り組みを推進します。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要・実施状況	担当課
シルバー人材センター育成・援助事業	高齢者の地域における就業機会を確保し、就業を通じた生きがいの充実や社会参加を行うシルバー人材センターを支援する。	産業振興課
シニア大学	高齢者が学習活動を通じて社会的能力を高め、その成果が社会参加活動につながるよう、多様な講座を実施する。	スポーツ・生涯学習課
元気な十和田市づくり 市民活動支援事業	協働のまちづくりを推進するため、市の元気につながる市民の自主的で公益的な取り組みに対し、その費用の一部を補助する。	企画調整課
社会参加促進事業 (地域生活支援給付事業)	障がい者の社会参加促進を図るため、運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成する。	生活福祉課
障がい者訓練等給付事業	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、生活訓練や就労に向けた訓練等の利用に係る費用の一部を支給する。	生活福祉課
意思疎通支援事業	手話または要約筆記による意思疎通や情報を得る機会を拡大し、聴覚障がい者の社会参加の推進及び意思疎通支援の向上を図る。	生活福祉課

④ 家族・ケアラーへの支援

<現状と課題>

市民調査では、ヤングケアラーの認知度について、内容まで知っている方は 53.1%あり、ケアラーに対する関心が高くなっています。

また、子育てのストレス軽減や育児への自信向上につながるペアレントトレーニングや、同じような困難や課題を経験した当事者同士が互いの経験を共有し、共感しあうピアサポートも家族への大事な支援として求められています。

<施策の方向性>

介護や子育てで心理的な負担や孤立感を有している家族、重い病気や障がいのある児のきょうだい等に対し、孤立することのないよう他機関連携による包括的支援を進めます。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要・実施状況	担当課
子育て世帯訪問支援事業	家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、養育環境等を整え自立した生活が送れるよう家事、子育て等を支援する。	すこやかこども家庭センター
要保護児童対策協議会	要保護児童等の適切な保護を図るために関係機関と必要な情報交換と連携を行い、児童虐待の早期介入と適切な対応を行う。	すこやかこども家庭センター
子ども学習支援会	ひとり親家庭または市民税非課税世帯の小学4年生から中学3年生までの子どもを対象に、教職員 OB やボランティア等による学習支援を行う。	こども未来応援課
ペアレントトレーニング	子育てに悩みや不安を抱える全ての親を対象に、子どもの行動を理解し、子どもとの適切な関わり方を学ぶ。	生活福祉課
ピア*サポート推進事業	安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるとともに、家族と本人の生活の質の向上を図るため、同じ悩みをもつ本人同士や家族に対するピアサポートを充実させ、精神的な負担の軽減を図る。	生活福祉課

*ピア = 仲間、対等な立場の人

⑤ 地域福祉推進を担う人材の育成

<現状と課題>

市民調査では、ボランティア活動の参加経験がある方は29.4%と低い結果となっています。

ボランティア活動に関する情報提供や活動先の紹介・マッチング、交通費等の活動費の補助、ボランティア休暇等の職場からの支援や理解があると、活動への参加がしやすくなるとされています。

<施策の方向性>

ゲートキーパー養成講座や認知症サポーター等養成講座などの機会を通じて、地域福祉の担い手の育成を図ります。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要・実施状況	担当課
ゲートキーパー養成講座 (自殺対策事業)	自殺の現状とうつ病について理解し、ゲートキーパーとして実践できる人材を育成するため、ゲートキーパー養成講座を開催する。	健康増進課
認知症サポーター等 養成講座	認知症になった人やその家族が、地域で安心して暮らすことができる地域づくりを推進するため、「認知症サポーター養成講座」や「認知症高齢者等徘徊対応模擬訓練」を実施する。	いきいき高 齢介護課
手話奉仕員養成事業	聴覚障がい者とコミュニケーションを図り、交流活動を促進するため、手話奉仕員養成講座を開催する。	生活福祉課
音訳ボランティア養成事 業	視覚障がい者の福祉及び読書環境の向上を図るため、広報誌の音訳と朗読に係る知識及び技術を習得する音訳ボランティア講習会を行う。	生活福祉課

⑥ 権利擁護の推進

<現状と課題>

市民調査では、近所で虐待や暴力を身近に見聞きした場合の対応として、「通報する」69.5%、「通報しない」25.1%となっています。

また、通報しない理由としては、6割が「虐待や暴力ではないかもしれない（証拠がない）」、「誤って通報した場合、相手に悪影響を及ぼす恐れがあるから」となっています。

虐待の早期発見にあたっては、虐待を受けていると思われる人がいる、または虐待を直接目撃した場合などに、ためらうことなく関係機関に通報・通告することが重要です。虐待を未然に防ぐ、あるいは早期発見・早期対応をするためには、多職種連携等による情報共有や支援の一層の推進に取り組んでいく必要があります。

<施策の方向性>

DVや虐待など人権を脅かす行為に対しては、関係機関が連携し、早期発見と早期対応に努めます。

また、福祉サービスを利用する際や消費者契約の際に、自らの意志に基づき適切なサービスを選択し、契約するなど、利用者・消費者としての権利が保障されるよう、支援の充実を図ります。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要・実施状況	担当課
虐待防止対策支援事業	虐待を未然に防止するため、関係機関と連携を図り、要支援者等の相談に早期に対応する。	・すこやかこども家庭センター ・いきいき高齢介護課 ・生活福祉課
消費者行政強化事業	消費者の安全・安心を確保するため、相談員を配置して消費生活に関する相談に対応するとともに、情報発信や啓発活動を行う。	消費生活センター

⑦ 成年後見制度の利用促進（十和田市成年後見制度利用促進基本計画）

<現状と課題>

市民調査では、成年後見制度について「制度の名称も内容も全く知らない」が 28.3%となっており、安心して制度を利用してもらうためにも制度の認知度の向上が必要です。

<施策の方向性>

国が定めた第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域共生社会の実現という目的に向けて、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進め、制度の周知啓発と利用促進を図るため、「十和田市成年後見制度利用促進基本計画」を定めます。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要・実施状況	担当課
成年後見制度利用促進事業	判断能力が不十分な高齢者や障がい者等が適切な支援を受けることができるよう、権利擁護に関する中核機関として成年後見制度に係る窓口を設置し、利用促進に努める。	・いきいき高齢介護課 ・生活福祉課
市民後見推進事業	弁護士や司法書士などの資格を持たない市民に対し、市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術を取得できる機会を設ける。また、市民後見人としての活動開始以降の者に対し、相談にのれる体制を整える。	いきいき高齢介護課

十和田市成年後見制度利用促進計画

成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人が、経済的な不利益を受けたり、生活上の不自由さを解消したりするために、「成年後見人」などの支援者が法律行為を支援する制度です。

成年後見制度利用促進の基本的な考え方

地域共生社会の実現に向けて、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進めていきます。



厚生労働省資料

地域連携ネットワークの機能を強化するための視点・取り組み

①権利擁護支援の検討に関する場面

- ・ 成年後見制度を含めた権利擁護支援について市民や支援者が正しい知識をもつことが出来る。
- ・ 支援を必要とする人が、円滑に支援に繋がることが出来る連携強化を図り、福祉・司法・行政・企業等が連携し課題解決を目指して検討することが出来る。

②成年後見制度の利用開始までの場面

- ・ 成年後見制度開始申立が円滑に行えるための支援
- ・ 後見人等候補者の検討・マッチング
- ・ 市民後見人や法人後見などの担い手の育成

③成年後見制度の利用開始後に関する場面

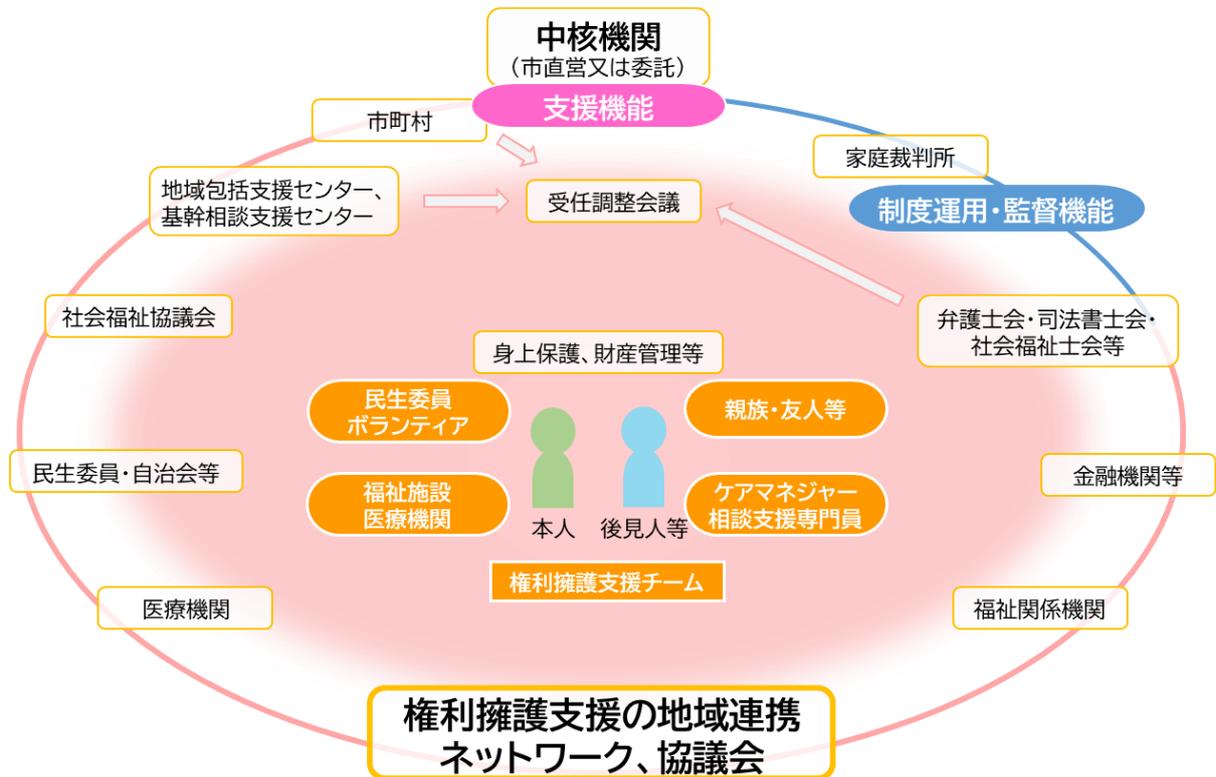
- ・ 意思決定支援や後見人の役割についての理解の浸透
- ・ 市民後見人等の活躍支援
- ・ 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築

協議会の設置

協議会は、地域連携ネットワークが持続可能な形で形成され、各団体・機関などが自発的な協力を進めるための仕組みである。

本人に適切な支援を行えるようにするため、本市の実情に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・精神保健福祉士協会など成年後見制度について実績のある専門職団体、消費生活センター・金融機関・その他民間事業者などの生活支援サービス等のサービスに係る事業者、行政、司法と連携を深めることが期待される。

※地域連携ネットワーク及び協議会のイメージ



基本目標1の成果指標

指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	担当課
子育て世帯訪問支援事業の利用満足度	－ (R7年度開始)	100%	すこやかこども 家庭センター
要保護児童対策協議会で、相談や通告に対する 関係機関との連携割合	100%	100%	すこやかこども 家庭センター
子ども学習支援会の受講者数	63人	150人	こども未来応 援課
介護予防事業の延べ参加者数 ① いきいき体操 ② 地域いきいき教室	①9,354人 ②3,479人	①10,000人 ②4,000人	いきいき高齢 介護課
とわだ生涯現役プロジェクト事業活用団体数	0団体	3団体	いきいき高齢 介護課
認知症サポーター養成講座の延べ受講者数	11,707人	13,600人	いきいき高齢 介護課
市民後見推進事業市民後見人の延べ受任数	2人	10人	いきいき高齢 介護課
成年後見制度利用促進事業の新規相談件数	112件	130件	・いきいき高齢 介護課 ・生活福祉課
ペアレントトレーニングの延べ受講者数	－ (R7年度開始)	50人	生活福祉課

基本目標2 お互いを気遣うことができる愛のあるまちづくり

① 福祉意識の醸成

<現状と課題>

市民調査では、福祉サービスに関する情報の入手先は、市役所が最も多く頼りにされています。

一方、10代から30代では、インターネットやSNSが多くなっています。

必要としている人が入手しやすい媒体や機会を活用するとともに、誰にでもわかりやすい情報をユニバーサルデザインの視点を取り入れながら発信することが求められています。

<施策の方向性>

各種イベント等の普及・啓発活動、福祉に関する知識や情報の発信を通じて、すべての市民が支えあい、助け合う「心のバリアフリー」の意識醸成を図ります。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要・実施状況	担当課
SOSの出し方教育	いのちの大切さを実感し、生活上の困難やストレスに直面した時の対処方法やSOSの出し方を学ぶため、中学生を対象とした健康教育を実施する。	すこやかこども家庭センター
情報バリアフリー化の推進	ウェブアクセシビリティに対応した運用を実施し、あらゆる人がウェブ上で提供されている情報やサービスが利用できるような環境整備に努める。	情報政策課
配慮が必要な人のマーク周知とユニバーサルデザイン化の推進	ダイバーシティ推進のため、配慮が必要な人のマークの周知とユニバーサルデザインの普及に努める。	生活福祉課

② 日常的な見守り・居場所づくりの構築

<現状と課題>

単身世帯や核家族、高齢者のみの世帯の増加、少子化の進行、ライフスタイルの多様化などを受けて、近所づきあいや地域とのつながりの希薄化が進んでいます。

市民調査では、近所に気がかりな人がいることを把握している人は約4割で、その多くは話し相手や安否確認の声かけ、屋根の雪下ろしや間口の除雪など、何らかの働きかけを行っています。

まずは、身近なところからあいさつや連絡・伝達などの交流を続け、気軽に支えあい、助けあいのできる関係性を構築していくことが重要です。

<施策の方向性>

身近にいる支援を必要とする市民や世帯を気にかける見守りや居場所づくりを推進します。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要・実施状況	担当課
在宅介護支援センターによる高齢者世帯の介護予防把握事業	介護予防が必要な高齢者を早期に把握するため、在宅介護支援センター担当職員が高齢者宅を訪問し、生活状況や健康状態、緊急連絡先などを確認するとともに、必要に応じて関係機関につないだり、サービスの紹介などを行う。	いきいき高齢介護課
高齢者あんしん見守り協力隊事業	市内の団体・事業所・民間の会社などが高齢者あんしん見守り協力隊に登録し、普段の活動の中で地域の高齢者などの異変に気付いた場合、市や地域包括支援センターと協働して見守りや安否確認などを行う。	いきいき高齢介護課
徘徊高齢者等支援事業	認知症等により徘徊し、自宅等に戻れなくなるおそれのある高齢者等の情報を、あらかじめ登録することにより保護された時の身元確認を容易に行われるようにする。	いきいき高齢介護課
認知症高齢者等位置情報サービス利用助成事業	認知症等により自宅に戻れなくなるおそれのある方を介護しているご家族等を対象に、GPS端末を利用した位置情報通知サービスの初期費用を一部助成する。	いきいき高齢介護課
子ども見守り支援事業	こども食堂等を活用し、支援が必要な子どもや家庭の見守りを行うとともに、相談等を通じて新たに支援が必要な子どもの情報収集を行い、早期支援につなげる。	こども未来応援課
医療的ケア児等コーディネート事業	医療的ケアが必要な児童等が日常生活において切れ目のない支援を受けられるようにするため、医療的ケア児等コーディネーターを配置する。	生活福祉課

取り組み・事業名	事業概要・実施状況	担当課
地域生活支援拠点等事業	障がいのある方の高齢化や重度化、親亡き後に備えるとともに、地域生活において、障がいのある方の障がい特性に起因した緊急事態やその家族の支援が見込めない事態に対応するため、事前に対象者の情報を把握したうえで、その後緊急事態があった場合に、登録情報に基づいて障がい福祉サービス提供事業所と連携し、適切にサービスが利用できるように支援する。	生活福祉課

③ あいサポート運動の推進

<現状と課題>

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、国や地方自治体、民間事業者は障がいを理由に差別的な取扱いをしてはいけないこと、また、障がいのある人たちの社会参加を妨げている様々な障壁を取り除くために必要な配慮（合理的配慮）を提供しなければならないことなどが定められています。

障がいの有無にかかわらず、全ての人が住みやすい社会の実現を目指すためには、住民の理解、共感及び協力が不可欠であり、広く啓発していくことが必要です。

<施策の方向性>

多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときにちょっとした手助けを行うあいサポート運動を推進します。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要・実施状況	担当課
あいサポート運動の推進	あいサポート運動を広く市民に周知するとともに、あいサポート運動を実践するあいサポーターの養成研修を実施する。	生活福祉課

④ 再犯防止対策の推進（十和田市再犯防止推進計画）

<現状と課題>

犯罪や非行をした人が立ち直りの際に多くの困難に直面し、再犯に陥るケースも少なくありません。再犯を防止するためには、警察などの刑事・司法関係機関だけではなく、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する市や関係団体、関係機関の取り組みも重要です。

社会復帰後に地域社会で孤立させないための「息の長い」支援が必要ですが、市民調査では、犯罪や非行をした人の立ち直りに協力したい人は約4割にとどまり、地域の理解と協力が課題となっています。

<施策の方向性>

犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことなく立ち直ることができるよう、様々な支援を行うとともに、犯罪や非行をした人たちが孤立、排除されることなく、地域社会の一員として受け入れられるための取り組みを推進します。

また、国の再犯防止推進計画の基本方針に基づき、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するため、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、本計画に「再犯防止の推進」に関する取り組みを掲げ、事業を進めます。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要・実施状況	担当課
社会を明るくする運動強調月間の実施	犯罪や非行の防止と、罪を犯した人や非行のある少年を励まし、その立ち直りを助けることへの理解と協力を進めるため、強調月間である毎年7月に実施して再犯防止対策を推進するほか、犯罪や非行のない明るい社会を築く運動を展開する。	生活福祉課
更生保護に関わる団体等との連携強化	犯罪や非行をした方の立ち直りを地域で支えるため、民間のボランティアである保護司会や更生保護女性会等の活動を支援する。	生活福祉課
協力雇用主の開拓・確保への支援	更生のためのボランティア活動先及び協力雇用主の確保を支援する。	生活福祉課

国の第二次再犯防止推進計画の概要

(計画期間:令和5年度~令和9年度)

<基本的な方向性>

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取り組みを促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

青森県再犯防止推進計画の概要

(計画期間:令和3年度~令和7年度)

<目標>

- 県民が犯罪による被害にあうことを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現
- 本県の再犯者数を計画終了年度までに20%以上減少
再犯者数:令和元年度 647人→令和7年度 517人

<今後取り組んでいく施策>

1. 国・民間団体等との連携による支援体制の整備
・県と国の関係機関、民間関係団体等で構成する会議の開催 など
2. 就労の確保
・県の建設工事競争入札参加資格審査での加点措置 など
3. 住宅の確保
・公営住宅への受け入れ など
4. 保健医療・福祉サービスの利用の促進
(1) 高齢者又は障がい者等への支援
地域生活定着支援センターの運営
(2) 薬物依存症者への支援
関係機関や青森県薬物乱用防止指導員との連携強化 など
5. 非行防止活動及び学校等と連携した修学支援
・修学に問題を抱えた少年に対する学習支援 など
6. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
・民間協力者団体が実施する啓発活動への支援 など

基本目標2の成果指標

指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	担当課
SOSの出し方教育で、信頼できる大人に相談することを「できる」と回答した児童の割合	69.0%	70.0%	すこやか子ども家庭センター
子ども見守り支援事業で、支援が必要な子どもの見守り件数	102件	80件	子ども未来応援課
情報バリアフリー化の推進適合割合 ※公式ホームページについて、ウェブアクセシビリティの国内基準の適合率を100%とする	適合割合 98.0%	適合割合 100%	情報政策課
在宅介護支援センターによる高齢者世帯の介護予防把握事業の把握・相談件数	1,206件	1,300件	いきいき高齢介護課
高齢者あんしん見守り協力隊事業の延べ登録団体数	244件	275件	いきいき高齢介護課
徘徊高齢者等支援事業の新規登録者数	32人	35人	いきいき高齢介護課
認知症高齢者等位置情報サービス利用助成事業の利用助成者数	3人	3人	いきいき高齢介護課
あいサポーターの延べ人数	— (R7年度開始)	500人	生活福祉課
医療的ケア児等へのコーディネーター配置率 ※希望者に対して	100%	100%	生活福祉課

基本目標3 多様な連携による支えあいのまちづくり

① 包括的な相談窓口・支援体制の構築（重層的支援体制整備事業）

<現状と課題>

それぞれが抱える課題が複雑化・多様化している中で、地域の誰もがその人らしく、住み慣れた地域でつながりを保ちながら暮らしていくためには、包括的で「断らない」相談支援が必要です。

団体調査でも、住民の福祉活動推進について行政に期待することとして「困ったときに、いつでも・誰でも相談できる柔軟な相談窓口の設置」が44.4%と最も多くなっています。

<施策の方向性>

重層的支援体制整備事業は、「断らない相談支援体制」の構築を推進し、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施します。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要・実施状況	担当課
こころの相談	こころの問題を抱える人が、心身ともに健康な生活を送ることができるよう、早期治療や適切な解決方法についての相談支援を実施する。	健康増進課
教育相談・教育支援事業	不登校や対人関係、進路等に関する相談及びその解決を支援するため、教育相談室及び教育支援室を開設する。	指導課
教育相談員学校派遣事業	不登校傾向にある児童・生徒への支援等を行うため、小・中学校に教育相談員を派遣する。	指導課
子育て家庭に対する相談支援	家庭相談員が子育て家庭の様々な相談に応じ、指導、助言を行うほか、必要なサービスの利用に繋げる等の支援を行う。	すこやかこども家庭センター
地域子ども・子育て支援事業	子どもや保護者の置かれている状況に応じた子育て支援を受けられる体制を整備するため、延長保育、地域子育て支援拠点事業等の地域子ども・子育て支援事業を実施する。	こども未来応援課
地域包括支援センター等の相談支援の強化	高齢者のニーズが複雑かつ多様化している中、地域包括支援センター等が高齢者やその家族からの相談を受け、適切な機関につなぐことができるよう、地域の関係者や医療機関、介護事業所などの既存の社会資源と連携し、相談支援の強化を図る。	いきいき高齢介護課

取り組み・事業名	事業概要・実施状況	担当課
巡回支援専門員整備事業	巡回支援専門員が保育所等を訪問し、保育所等職員や保護者に対し、早期療育に向けた助言等を行う。	生活福祉課
障がい者に対する相談支援	総合相談・専門相談に対応できる相談体制の強化を図るため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、委託相談支援事業所や特定相談支援事業所等と協働しながら、相談支援体制の充実・強化を図る。	生活福祉課
多機関連携による課題解決体制の構築	受け止めた相談のうち、制度の狭間にある方や複雑化・複合化した問題のある方については、関係機関が連携し、多機関協働事業による支援体制を構築し、新たに設置する重層的支援会議において、プランの適切性の協議等を行う。	生活福祉課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	多機関協働事業の中から、必要な方へのアウトリーチによる継続的な支援を行う。	生活福祉課

重層的支援体制整備事業実施計画の策定について

市町村は、社会福祉法第 106 条の5に基づき、本事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとされており、市では、令和8年度までに本計画を策定するよう進めています。

本計画は第3期地域福祉計画に資する計画であり、福祉分野の個別計画との整合性を図りながら、事業を推進していくものです。

重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業では、市全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援(*)を一体的に実施することを必須にしています。

包括的相談支援事業* (社会福祉法第 106 条の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・ 支援機関のネットワークで対応する ・ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業* (社会福祉法第 106 条の4第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会とのつながりを作るための支援を行う ・ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業* (社会福祉法第 106 条の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第 106 条の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援が届いていない人に支援を届ける ・ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ・ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第 106 条の4第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・ 支援関係機関の役割分担を図る

重層的支援会議

支援会議は、社会福祉法第 106 条の6に規定された会議であり、市町村が実施し、守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討等が可能であるとされています。

会議は多機関協働事業において実施し、他制度における既存の会議体との合同会議にしたり、同日に開催を重ねたりすることで、効率的に行います。

② コミュニティ活性化のためのネットワーク構築

<現状と課題>

地域の様々な動きに目を向けると、人と人とのつながりや参加の機会を生み育む多様な活動を通して、これまでの共同体とは異なる新たな縁が生まれています。

地域活動に参加しやすくなるためには、気軽に参加できること、身近なところで活動できること、経済的な負担が少ないことなどが求められており、地域活動に関する情報の提供、参加希望者と活動内容のマッチング、参加しやすいように活動時間や曜日を工夫するなどのことが求められています。

市民調査では、「地域活動へ参加している」は 42.0%で、活動内容は、町内会活動が最も多く、次いで、清掃美化活動となっています。

一方、地域活動に参加していない理由としては、「仕事が忙しく、参加する時間が取れないから」が 47.4%と最も多く、地域活動に参加するきっかけづくりと参加しやすい環境整備が必要となっています。

本市においては民生委員・児童委員、福祉協力員、ボランティア団体、NPO法人など、様々な人や関係機関・団体等が地域福祉活動を担っていますが、人材の不足・固定化や高齢化、認知度が課題となっています。

<施策の方向性>

市民にとって身近な活動団体である町内会や老人クラブ等に対し、活動を継続し充実を図れるよう人材の育成や補助金の交付等の支援を行います。また、誰もが気軽に立ち寄れる交流の場を創出し、地域住民の出会いと交流の機会の拡充を図ります。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要・実施状況	担当課
町内会連合会補助事業	町内会連合会の充実した事業活動及び外郭団体の安定的な運営を支援するため、運営事業等に要する費用の一部を補助する。	企画調整課
広域コミュニティ支援事業補助金	広域コミュニティ組織を支援するため、事務局機能及びコミュニティ活動に係る費用の一部を補助する。	企画調整課
老人クラブ事業	高齢者が健康で生きがいのある生活を送るため、老人クラブ連合会及び単位老人クラブが実施する社会奉仕活動や健康増進活動等に要する経費の一部を補助する。	いきいき高齢介護課
民生児童委員事業	住民の福祉増進を図るため、民生委員・児童委員活動に関する事業を実施する。また、事業に要する費用の一部を補助する。	生活福祉課

③ 福祉サービスの充実

<現状と課題>

福祉サービスは、支援を必要としている方の生活を支える重要な役割を担っていますが、福祉サービスを利用するにあたって、サービスの種類や申し込み先などの情報が不十分であるとの声もあります。

サービスを必要とする方が、自分に合ったサービスを選択し、利用することができるようにしていくことが重要です。

<施策の方向性>

福祉サービスを必要とする方が適切なサービスを利用することができるよう、福祉サービスの充実に図ります。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要・実施状況	担当課
介護サービスの充実	介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で介護サービスを安心して利用できるよう、介護サービス提供体制の確保を図る。	いきいき高齢介護課
障がい福祉サービスの充実	障がいのある方が地域で主体的な生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の充実に努める。	生活福祉課

④ 生活困窮者等への自立支援対策の推進

<現状と課題>

社会情勢の影響などを受け、生活困窮者の抱える課題や置かれている状況は複雑化・多様化しています。本市の生活保護受給者数も増加傾向にあり、従来の縦割り・分野別の制度の谷間にある生活困窮者への支援の充実が求められています。

<施策の方向性>

生活に困窮している人や世帯が、地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援や必要な保護の実施による生活保障、住居の確保等の支援、各種手当を支給するなどの経済的支援を行います。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要・実施状況	担当課
奨学金貸付事業	修学に係る経済的負担の軽減を図るため、条件を満たす高校生、大学生等に対し、奨学金を貸与する。	教育総務課
就学援助事業	経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品購入等に係る経費の援助を実施する。	教育総務課
こころと暮らしの相談会	経済的困窮や地域社会からの孤立等から生じる心身の不調が自殺につながらないよう、関係機関が連携し、相談支援を実施する。	健康増進課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階における自立を支援するため、生活にお困りの方の相談を受け付け、ひとり一人の状況に合わせて働くための支援や家賃相当額の支給等、住まいの支援など様々な支援を実施する。	生活福祉課
生活保護	生活に困窮する被保護者に対し、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、生活保護法に基づき、困窮の程度に応じて必要な措置を行う。	生活福祉課

⑤ 災害・救急の備え、防犯対策の充実

<現状と課題>

地震や豪雨などの災害が各地で多く発生しており、災害への備えが急務となっています。

このような状況の中、高齢化の進行に伴い、災害時に支援や手助けを必要とする人の増加が見込まれます。

普段から災害時の避難方法について身近な人と計画しておくほか、近所づきあいの希薄化が進んでいることから、日頃から顔の見える関係を築いておくことが重要です。

<施策の方向性>

災害発生時や救急、犯罪に備え、地域住民、行政及び防災関係機関等が相互に連携し、平時から地域の支えあいや防災訓練、人材の育成等の活動を推進するとともに、避難行動要支援者の把握や避難時の支援体制の整備を推進します。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要・実施状況	担当課
緊急通報体制整備事業	高齢者の在宅生活における急病又は災害等の緊急時における迅速かつ適切な医療活動等の体制を整備するため、「救急医療情報キット配布事業」や「緊急通報装置設置費助成事業」を行う。	いきいき高齢介護課
避難行動要支援者支援事業	災害時の安否確認や平常時の見守り支援を円滑に行うため、避難行動要支援者名簿を作成し、町内会、民生委員、消防機関及び警察署と情報共有を図るとともに、名簿情報や個別避難計画情報を活用した災害時における支援のしくみづくりを進める。	生活福祉課
福祉避難所の協定締結	災害発生時に指定避難所での生活が困難な要配慮者について、市内の福祉法人と協定を締結し、特定の福祉施設を避難所と位置付け、要配慮者の二次避難を実施する。	生活福祉課
防災市民研修会開催事業	・自主防災組織、町内会、学校等が開催する防災講演会等へ講師を派遣する。 ・防災に関する市民研修会を開催する。	防災安全課

取り組み・事業名	事業概要・実施状況	担当課
自主防災組織育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織が防災資機材の整備に要する経費に対して補助金を交付する。 ・地域防災の担い手を育成することにより地域防災力の向上を図るため、防災士資格の取得に要する経費に対して補助金を交付する。 ・地域における防災リーダーを育成するため、自主防災組織リーダー研修会を実施する。 	防災安全課
総合防災訓練の実施	災害発生時の防災活動が迅速かつ的確に行えるよう地域住民や防災関係機関等の参加・連携のもと、避難訓練、救助・救出訓練、避難所開設訓練等を行う。	防災安全課
安全・安心情報発信事業	災害時の避難情報や気象情報・防犯情報(防災安全課)、火災情報(消防)、危険動物出没情報(農林畜産課)、天然記念物出没情報(スポーツ・生涯学習課)等の各種警戒情報(安全・安心情報)をSNSで配信する。	<ul style="list-style-type: none"> ・防災安全課 ・消防 ・農林畜産課 ・スポーツ・生涯学習課 等

基本目標3の成果指標

指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	担当課
教育相談・教育支援事業 教育相談員学校派遣事業 ①不登校児童の出現率 ②不登校生徒の出現率	①1.11% ②9.47%	①1.00% ②9.00%	指導課
要保護家庭等へのサポートプラン作成率	100%	100%	すこやか子ども 家庭センター
地域子ども・子育て支援事業の実施施設数	29 施設	30 施設	子ども未来応 援課
地域包括支援センター等の新規相談件数	1,546	1,600	いきいき高齢 介護課
老人クラブ事業の活動団体数	33	31	いきいき高齢 介護課
介護サービスの在宅サービス利用率	73.2	76	いきいき高齢 介護課
①救急医療情報キット新規配布数 ②緊急通報装置設置助成件数	①624 ②0	①400 ②3	いきいき高齢 介護課
基幹相談支援センター設置数	0	1	生活福祉課
避難行動要支援者名簿登録率	13.6%	20.0%	生活福祉課
個別避難計画作成者数	177 人	250 人	生活福祉課
①福祉避難所協定締結施設数 ②受け入れ可能人数	①57施設 ②532 人	①70 施設 ②650 人	生活福祉課

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進

(1) 計画の周知

市民一人ひとりが、地域における交流、支え合いやふれ合いの重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していけるように、市の広報紙やホームページで計画内容を公表するとともに、福祉関係のイベントなど様々な機会を通じて計画内容の広報・啓発に努めます。

(2) 連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたるため、庁内関係部署との連携を図りながら本計画を推進していきます。

また、地域には様々な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、行政の取り組みだけでは十分とはいえません。地域福祉を推進する中心的な担い手である社会福祉協議会との連携をはじめ、身近な地域活動を行う町内会や、民生委員・児童委員、社会福祉法人、福祉サービス事業者、学校、保育所、婦人会、老人クラブ、その他各種団体ともそれぞれの役割を果たしながら協働による地域福祉の推進に努めます。

2 計画の進行管理

計画の進行管理は、次回計画の見直しの際にアンケート調査などを行い、制度の浸透状況や市民の意向を把握した上で、計画の点検・評価を行っていきます。

資料

1 十和田市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 十和田市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、広く市民の意見を反映するため、十和田市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事項は、地域福祉を推進するための総合的な視点での計画の策定に関する各委員の検討した意見を総括する。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長の指名するところによる。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その会議の議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(報償等)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算に定める範囲内で報酬及び費用弁償を支給することができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、健康福祉部生活福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年6月19日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

2 十和田市地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	役職	氏名	機関・団体名	区分
1	委員長	平 館 雅 子	社会福祉法人十和田市社会福祉協議会	福祉関係者
2	副委員長	長 畑 清 二	十和田市民生委員児童委員協議会	
3		鎌 倉 悦 子	十和田地区保育研究会	
4		田 上 守 男	十和田市北地域包括支援センター	
5		高 橋 孝 明	十和田市障がい者支援協議会	
6		中 渡 俊 明	さくら社会福祉士事務所	
7		大 巻 義 治	十和田市町内会連合会	地域団体の 代表者
8		小 沢 千 枝 子	十和田市ろうあ協会	
9		佐々木 りえ子	十和田市保健協力員会	
10		須田山 俊 一	十和田市消防団	
11		寺 澤 憲 司	十和田市消費者の会	
12		松 橋 泰 明	十和田市老人クラブ連合会	
13		伊 賀 孝 男		公募委員
14		東 静		
15		嶋 栄 吉		

3 十和田市地域福祉計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 十和田市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、関係部署間の施策の連携及び調整を図るため、十和田市地域福祉計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画案の調整に関する事。
- (2) 地域福祉に関する施策の連携及び調整その他地域福祉の推進に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、検討委員会の会議に関係者の出席の求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、健康福祉部生活福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月19日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

役職	職名
委員長	健康福祉部長
委員	総務課長、政策財政課長、まちづくり支援課長、生活福祉課長、こども支援課長、こども家庭センター所長、高齢介護課長、健康増進課長、都市整備建築課長、指導課長

4 十和田市地域福祉計画策定経過報告

令和7年 6月 19日	十和田市地域福祉計画策定委員会設置要綱制定 十和田市地域福祉計画検討委員会設置要綱制定
令和7年 8月 1日	十和田市地域福祉計画策定委員会公募委員の公募(3名)
令和7年 8月 22日	第1回十和田市地域福祉計画検討委員会
令和7年 10月 14日	第1回十和田市地域福祉計画策定委員会 地域福祉計画骨子案について
令和7年 11月 26日	第2回十和田市地域福祉計画検討委員会
令和8年 1月 21日	第2回十和田市地域福祉計画策定委員会 1 十和田市地域福祉計画(素案)について 2 今後のスケジュールについて
令和8年 1月 28日	パブリックコメントの実施(令和8年2月 16日まで)
令和8年 2月 17日 ~2月 18日	十和田市地域福祉計画検討委員会検討作業 十和田市地域福祉計画(案)の検討
令和8年 2月 19日	第3回十和田市地域福祉計画策定委員会(最終) 十和田市地域福祉計画(案)について
令和8年 2月 27日	第3期十和田市地域福祉計画策定

第3期十和田市地域福祉計画

発行・編集 令和8年3月

十和田市 健康こども福祉部 生活福祉課

〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号

電話 0176-51-6718

FAX 0176-22-7599

※ 本計画はUD(ユニバーサルデザイン)フォントを使用しています。